

ニッセイ財形

事務のしおり



日本生命保険相互会社

財形制度の事務について

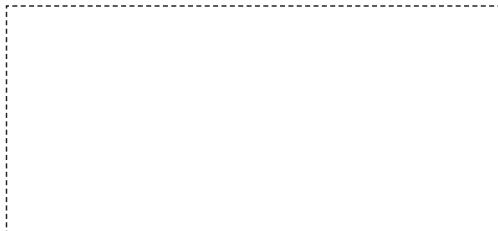
このたびは、当社の財形制度をご採用いただき、誠にありがとうございます。

財形制度は、勤労者の財産形成を目的とした賃金控除による制度で、勤労者財産形成促進法および租税特別措置法の定めによって各種の優遇措置が受けられます。

そのため事業主の方には賃金からの保険料控除事務をはじめ、ご加入、契約内容の変更等にもなう事務、法令上の手続き等を行っていただくことになります。

つきましては、この「事務のしおり」で事務のお取扱いをわかりやすく説明しておりますので、十分にご理解いただき、従業員の財産づくりのための円滑な事務手続にご活用くださいようお願い申しあげます。

■お問合せ先



もくじ

I 主な保険用語のご説明	1
II ニッセイ財形商品の概要	2
III 財形事務のあらまし	4
IV 財形制度ご採用にあたっての事務手続	6
V 団体内容および事務取扱に関する変更手続	10
VI ニッセイ財形へのご加入手続	12
VII 保険料控除とお払込手続	15
VIII 契約内容の変更手続	19
IX 転職・退職等の場合の手続き	21
X 財形貯蓄の預替え手続	25
XI 支払いの請求手続	26
XII 税制上のお取扱い	30
XIII 契約者への諸通知の配付	31
XIV ニッセイ財形の関係帳票一覧表	35

付録 財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

I 主な保険用語のご説明

契 約 者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（契約内容変更等の請求権等）と義務（保険料支払義務等）を有する人をいいます。財形積立保険の場合は、勤労者財産形成促進法に定める勤労者に限ります。
被 保 險 者	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。 財形積立保険の場合は、ご契約者と同一人となります。
責 任 開 始 日	当社がご契約上の保障を開始する日をいいます。財形積立保険の場合は、第1回保険料相当額が賃金から控除された日となります。
契 約 日	保険期間の計算の基準日となる日をいいます。財形積立保険の場合は、上記の責任開始日を基準として勤務先単位で定まる日となります。
契 約 応 当 日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。
保 険 料	ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。
予 定 利 率	お払込保険料から、災害時のお支払いやご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分（積立金として積立てられる保険料）に付利される利率のことです。 金利水準の低下その他著しい経済変動等、保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法および関係法令の改正により特に必要があると当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、約款の規定または保険料や積立金等の計算の基礎（予定利率等）を将来に向かって変更することがあります。（変更するときは変更日の2ヵ月前までにご契約者あてにご連絡いたします。）
積 立 金	将来の保険金等を支払うために、保険料の中から積立て、予定利率等が付利されたものをいいます。
社 員 配 当 金	決算により生じた剰余金からご契約者等に分配するお金をいいます。社員配当金のみの途中引出しありません。なお、毎年の配当金額は、それぞれの積立時期の前年度決算により決定しますので、金利水準等により変動しそれぞれ異なることもあります。
返 戻 金	ご契約の全部または一部を解約された場合等に、ご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
差 益	満期保険金・生存給付金・返戻金および配当金のお支払合計額から払込保険料累計額を差引いたお金のことをいいます。
保 険 金・給 付 金	被保険者が死亡・所定の高度障がい状態になられたとき、または満期など所定のお支払事由に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。
財 形 年 金 のみ	保険料最終払込日 最後の保険料払込日の属する月の契約応当日をいいます。
	保険料払込期間満了日 保険料最終払込日の翌月の応当日の前日をいいます。
	年 金 支 払 日 被保険者の年齢が満60歳以降の年金支払開始年齢に達する契約応当日（年金支払開始日）およびその後の年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。
関 係 法 令	勤労者財産形成促進法、同法施行令、同法施行規則 租税特別措置法、同法施行令、同法施行規則等

II ニッセイ財形商品の概要

1. 財形貯蓄積立保険「ニッセイ財形貯蓄」

資金使途自由な貯蓄で、払込保険料累計額は最高3,000万円です。

3年から15年の範囲で自由に保険期間を設定し、満期保険金をお受取りにならない場合は最長40年まで1年ごとに自動延長されます。

また、必要に応じてご契約の全部または一部を解約することができます。

満期・解約・一部払出の場合、差益に対して源泉分離課税されます。

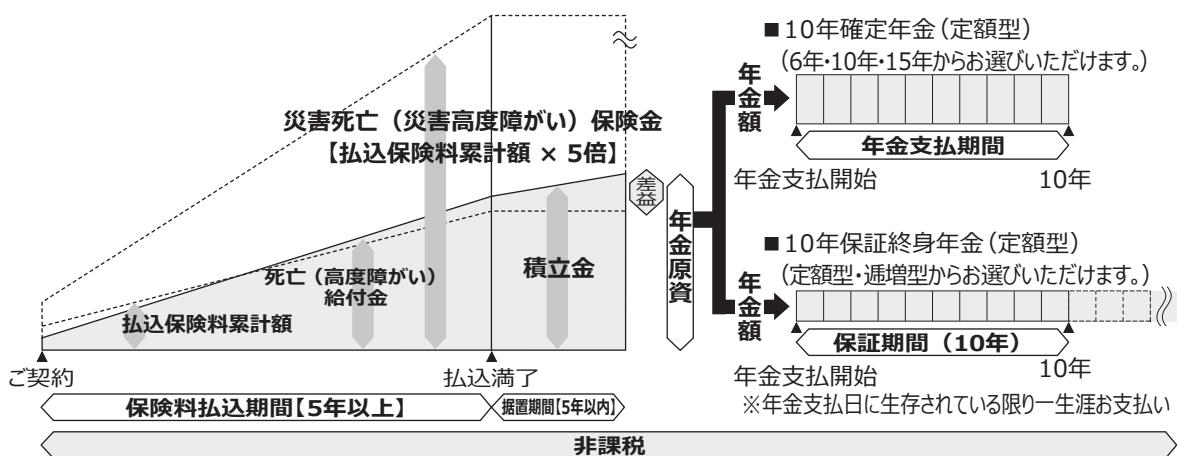


2. 財形年金積立保険「ニッセイ積立型財形年金」

在職中に定期的に5年以上の積立てを行い（据置期間は5年以内）、満60歳以降に非課税で積立金および積立配当金を年金として受取ることができます。年金の種類には、一定期間にわたり年金をお支払いする確定年金と生存されている限り一生涯年金をお支払いする終身年金があります。

税制上、払込保険料累計額で385万円（財形住宅と合わせて550万円）まで非課税で積立てることができます。（ただし、解約等された場合は差益が一時所得として課税されます。なお、一部払出はできません。）

ご契約いただけるのは、全金融機関をとおして1人1契約に限ります。



3. 財形住宅貯蓄積立保険「ニッセイ財形住宅」

自己が居住するための住宅を取得または増改築等するための資金を蓄えることを目的とした貯蓄で、5年から15年の範囲で自由に保険期間を設定し、保険期間満了時までに積立金の全部に相当する生存給付金の支払いがない場合、最長40年まで1年ごとに自動延長されます。また、住宅の取得等に要した費用の範囲内で積立金を払出すことができ、住宅取得・増改築等のための頭金等に充てるため積立金の90%以内（この場合、払出すことのできる金額は住宅取得および増改築等に要する費用が上限となります。）を払出すことができます。ただし、取得する住宅および増改築等の工事内容等に関しては、法令上の条件を満たしている必要があります。

税制上、払込保険料累計額で500万円（財形年金と合わせて550万円）まで非課税で積立てることができます。（ただし、解約等目的外の払出しをした場合は差益に対して源泉分離課税されます。なお、非課税払出要件外での積立金の一部払出はできません。）

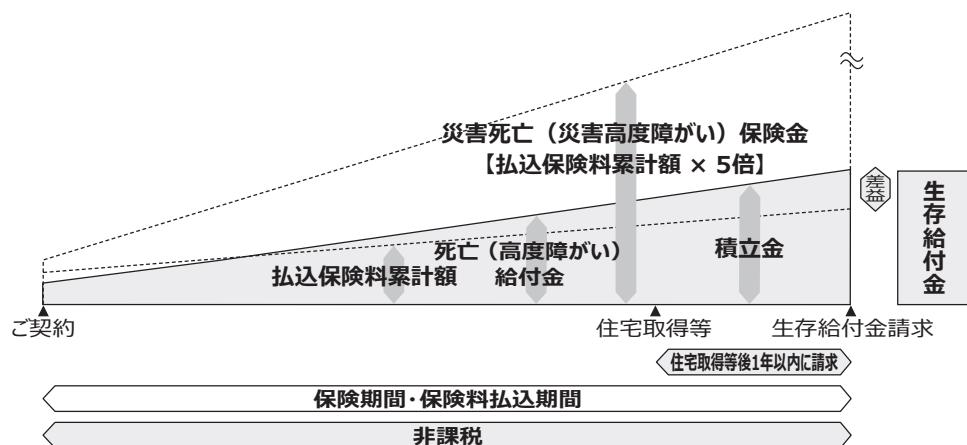
ご契約いただけるのは、全金融機関をおして1人1契約に限ります。

○お支払いは同一住宅取得・増改築等について①と②のそれぞれ1回に限られます。

①住宅取得等の前に払出しをせず、取得後等に全部の払出しをされる場合

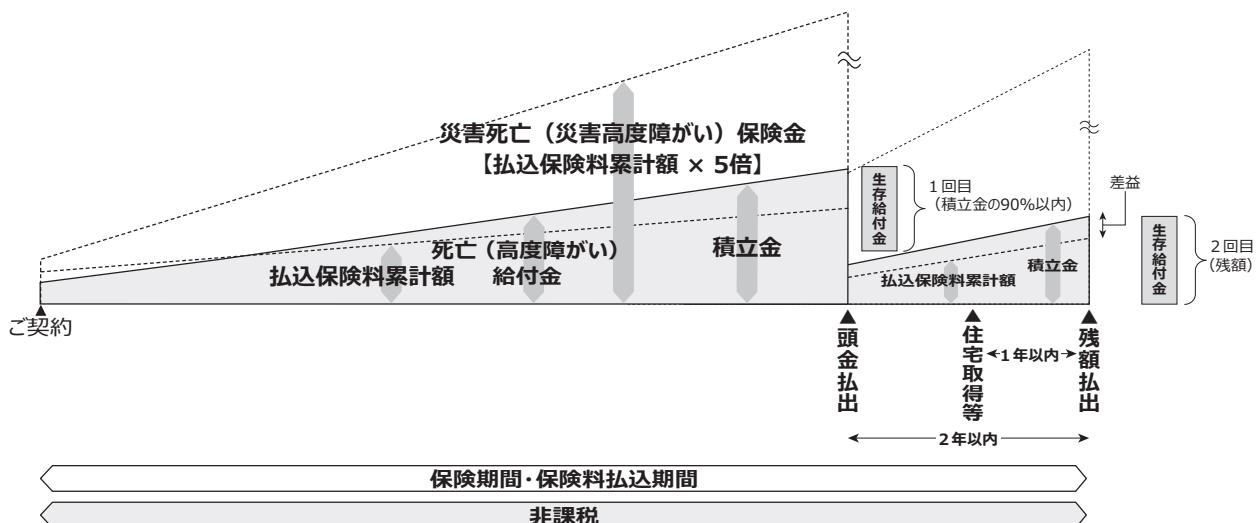
住宅取得・増改築等後1年以内に全部の払出しが必要です。（この場合、払出すことのできる金額は住宅取得・増改築等に要する費用が上限となります。）

※お支払いは当該住宅取得・増改築等について1回に限られ、2回以上に分けてお支払いすることはできません。



②住宅取得等の前に一部を払出しされる場合

住宅取得・増改築等のための頭金等に充てるため積立金の90%以内（この場合、払出すことのできる金額は住宅取得・増改築等に要する費用が上限となります。）を払出し、その払出後2年以内または住宅取得・増改築等をした日から1年以内のいずれか早い日までに残額（この場合、払出すことのできる金額は住宅取得・増改築等に要した費用から取得等の前に払出した額を差引いた額が上限となります。）の払出しが必要です。



III 財形事務のあらまし

■ 非課税住宅（年金）貯蓄の手続きに関する事業主の義務

- ①財形住宅（年金）貯蓄の非課税手続書類の受理と確認
(租税特別措置法施行令第2条の24等)
- ②非課税限度額の管理（租税特別措置法第4条の2・第4条の3）
- ③退職に関する通知（租税特別措置法施行令第2条の12・第2条の21等）
- ④①の手続書類の写しの作成と保存（租税特別措置法施行令第2条の25等）
- ⑤財形非課税住宅（年金）貯蓄に関する届出書の提出
(租税特別措置法施行令第2条の25等)

■ 個人番号利用目的の明示と本人確認の実施について

非課税申告書等に従業員様の個人番号を取得する際、財形積立保険に関わる事務として個人番号の利用目的の明示が必要となります。また、本人確認を実施していただく必要があるため、本人確認に関する規定をご確認いただき、財形手続時の本人確認の措置を実施していただきますようお願いいたします。

1. 財形制度導入時の事務の流れ

①賃金控除に関する協定の締結

- ↓ 財形積立保険制度を適法に行うには、労働基準法や船員法の賃金控除に係わる労使協定の締結が必要です。
(6ページをご参照ください。)

②財形制度内容の検討・決定

- ↓ 各取扱金融機関によって貯蓄商品に特色がありますので、貴社の勤労者のニーズに適した金融機関をお選びください。また対象者、募集概要等についても検討・決定してください。

③事務取扱に関する協定の締結

- ↓ 事業主と取扱金融機関との間の事務の円滑化を図るために、事務取扱に関する取決めが必要です。
(7ページをご参照ください。)

④官庁に対する届出

- 財形年金または財形住宅の申込みを初めて受けた時に官庁に対する届出が必要です。
(7ページをご参照ください。)

2. 財形制度導入後の事務の流れ

①新契約申込書の受け付け



財形契約として取扱うには法令に定める要件を満たしていることが必要です。
加入申込内容に違反がないことをご確認ください。
(12~14ページをご参照ください。)

②非課税最高限度額の管理



新規加入時および非課税最高限度額の変更時には法令に定める非課税最高限度額を超過することのないように加入者別に管理してください。
(13ページをご参照ください。)

③保険料控除とお払込手続



賃金からの控除は、賃金台帳に記載する必要があります。また、勤労者に渡す給与支払明細書にも記載が必要です。
(15~18ページをご参照ください。)

④契約内容の変更手続



(19~20ページをご参照ください。)

⑤契約者への諸通知の配付



(31~34ページをご参照ください。)

⑥支払いの請求手続

契約が消滅する場合には賃金控除の停止を行ってください。
(26~29ページをご参照ください。)

3. 団体内容および事務取扱に関する変更手続

団体に関する内容に変更がある場合、事務取扱に変更がある場合はお手続きが必要です。
(10~11ページをご参照ください。)

4. その他の手続き

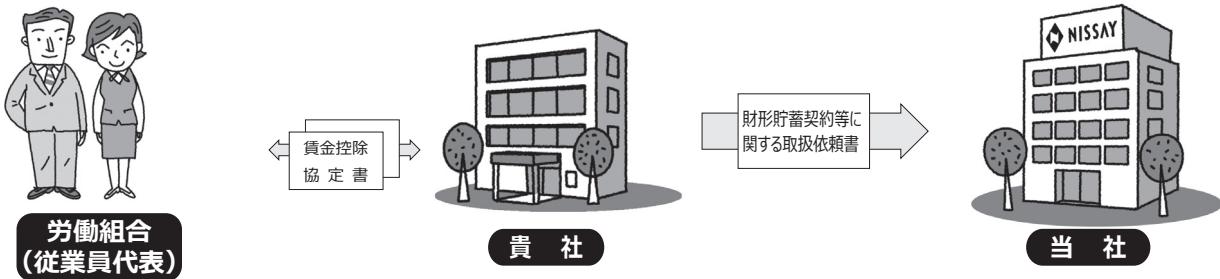
■転職・退職等の場合の手続き

「退職等に関する通知書」の提出が必要です。
(21~24ページをご参照ください。)

■財形貯蓄の預替え手続

(25ページをご参照ください。)

IV 財形制度ご採用にあたっての事務手続



1. 賃金控除に関する協定の締結

貴社が財形制度をご採用になる場合、保険料を従業員の賃金から控除して当社にお払込みいただくことになりますので、貴社と労働組合（または従業員代表）との間で、「賃金控除に関する協定」を取交し、それぞれ一通を保存しなければなりません。当該協定において、従業員側の当事者は、貴社従業員の過半数で組織する労働組合または貴社従業員の過半数を代表する者（従業員代表）となります。（労働基準法第24条）

また、この協定書は締結のみでよく、所轄労働基準監督署への届出の必要はありません。なお、既に他の金融機関で財形制度を取扱っている場合には、締結済ですので当該協定は不要となります。

勤労者財産形成貯蓄等に関する賃金控除協定書の見本 <(例) 労働組合用>

勤労者財産形成貯蓄等に関する賃金控除協定書	
○○商事 株式会社 (以下「会社」という) と ○○商事 株式会社 労働組合 (以下「組合」という) とは、従業員が「勤労者財産形成促進法」第6条の規定による勤労者財産形成貯蓄契約等 (以下「財産形成貯蓄」という) を行うための賃金控除に関し、「労働基準法」第24条に基づき、下記のとおり協定する。	
記	
(賃金控除)	
第1条 会社は、従業員が金融機関に預入する財産形成貯蓄について、賃金支払の際にその申出額を賃金から控除する。	
(払込)	
第2条 会社は、前条の金額を従業員に代わって金融機関に払込む等この貯蓄に必要な手続きを行う。	
(金融機関の範囲)	
第3条 従業員が財産形成貯蓄を預入する金融機関は、別途会社と組合で協議のうえ定める。	
(有効期間)	
第4条 この協定の有効期間は、締結の日から3年とする。 ただし、期間満了3ヵ月前までに会社、組合のいずれかから何等の意思表示がない場合には、さらに1年間自動的に更新し、以後も同様とする。	
この協定締結の証として、協定書2通を作成し、各々その1通を保有する。	
2023年3月9日 ○○商事 株式会社 代表取締役 日生 太郎	
○○商事 株式会社 労働組合委員長 日生 一郎	

2. 事務取扱に関する協定の締結

(8~9ページをご参照ください。)

財形制度を実施するにあたって、貴社との間で制度の円滑な運営を図るために、基本的な事務取扱について「勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関する取扱依頼書」にて決め、制度実施後の事務取扱はすべてこの取決めに基づいて行われます。

3. 財形事務担当者様のご確認

ご協力のお願い

当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、貴社財形担当者様の氏名・住居および生年月日を公的証明書等にて確認いたします。

4. 官庁に対する届出

(必要に応じて巻末の用紙をご提出ください。)

財形年金または財形住宅の申込みを初めて受けた時に官庁に対する届出が必要です。

■税務署への届出

○事業主は、定められた期限までに次の書類を所轄税務署長宛に提出しなければなりません。

①「財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書」（租税特別措置法施行令第2条の25第7項）

加入申込者から「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」を最初に受けた日の属する月の翌月10日まで

②「財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書」（租税特別措置法施行令第2条の25第7項・第2条の31）

加入申込者から「財産形成非課税年金貯蓄申告書」を最初に受けた日の属する月の翌月10日まで

なお、①②どちらかの「財産形成非課税貯蓄に関する届出書」を一度税務署長宛に提出すれば、その後、異なる種類の非課税住宅（年金）貯蓄申告書を受付けても、その種類の届出書を税務署長宛に提出する必要はありません。

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書		
東 税務署長殿		令和 5 年 3 月 30 日
勤務先の 賃金の支払者の 事務代行先の	所在 地	大阪府大阪市〇区△×丁目×番×号
	名 称	〇〇商事 株式会社
	長の 氏 名	日生 太郎
勤務先の 賃金の支払者の 事務代行先の	所在 地	大阪府大阪市〇区△×丁目×番×号
	名 称	〇〇商事 株式会社
	個人番号又は 法人番号	
勤務先の 賃金の支払者の 事務代行先の	所在 地	
	名 称	
	法人番号	
租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。		
勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号二、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	令和 5 年 3 月 9 日	
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 5 年 3 月 9 日	

「勤労者財産形成貯蓄等に関する賃金控除協定書」（6ページ参照）の協定日をご記入ください。

事業主（勤務先の長）が最初に「財産形成非課税年金貯蓄申告書」を受付けられた日をご記入ください。

勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関する取扱依頼書の記入例

<p>書類の送付先が所在地の場合は記入不要です。</p> <p>法務局届出印を押印してください。</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関する取扱依頼書 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 締結日※ 2023年 4月 1日 </div> <div style="text-align: right; font-size: small;"> ※締結日は団体にて給与控除を開始する月(予定)の1日となります。 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">■事業主</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">所在地 (登記上住所)</td> <td style="width: 60%;">(フリガナ) オオサカフ オオサカシ ○ク △×ヨウメ×パン×ゴウ 〒XXXX-XXXX 大阪府大阪市○区△×丁目×番×号</td> <td style="width: 20%;">業種 出版業 従業員数 1500 人</td> </tr> <tr> <td>通信先 (書類の送付先)</td> <td colspan="2">※通信先を所在地以外に指定される場合に記入ください。(他社へ事務を委託される場合は別途ご依頼ください。) 〒 -</td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td colspan="2">(フリガナ) ○○ショウジ カフシキガイシャ ○○商事 株式会社</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>(フリガナ) タイヒヨウトリシマリヤク ニッセイタロウ 役職・名前 代表取締役 日生太郎</td> <td>生年月日 (平成) ××年××月××日</td> </tr> <tr> <td>事務担当者</td> <td>所属 総務部</td> <td>名前 日生 一郎 電話番号(06)xxxxx-xxxx FAX(06)xxxxx-xxxx</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: small;"> ※法務局届出印を押印ください。なお共済組合等で法務局届出印のない場合は代表者役職印を押印ください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: small;"> 事業主(以下「甲」といいます。)は、従業員が勤労者財産形成促進法および関係法令の規定に基づき日本生命保険相互会社(以下「乙」といいます。)との間で勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等を締結するにあたり、下記事項を確認のうえ、その事務取扱に関する協定(以下「本協定」といいます。)を依頼します。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: small;"> 記 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding-left: 20px;"> 1. 勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等の保険料は、甲が従業員の申出に基づき給与または賞与から控除し、乙に払込みます。 2. 財形貯蓄契約等の約款に定める責任開始日を財形貯蓄契約等の契約日とする。 ただし、第1回保険料に相当する金額を給与から控除する場合で責任開始日が甲の定めた給与支給日と異なるときは、責任開始日に最も近い甲の定めた給与支給日を契約日とし第1回保険料に相当する金額を賞与から控除する場合は、甲の定めた賞与払取月に属する甲の定めた給与支給日を契約日とする。 3. 甲は法令等に基づき、従業員が締結する勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等の取扱いに關し、次の措置を行います。 (1) 従業員が提出する財形貯蓄非課税住宅貯蓄申告書、同申込書、同異動申告書等、または財形貯蓄非課税年金貯蓄申告書、同申込書、同異動申告書等について、その記載内容を確認のうえ乙に提出します。 なお、財形貯蓄非課税住宅貯蓄申告書および財形貯蓄非課税年金貯蓄申告書の最高限度額、および最高限度額の合計額が租税特別措置法に定める限度額を超過しないように管理します。 (2) 既に勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している従業員については、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結することがないよう、また既に勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している従業員については、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することがないよう管理します。 (3) 乙と勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等を締結している従業員について、死亡、退職、その他の理由により従業員でなくなった場合は、速やかに書面により乙に通知します。 4. 甲は勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等への新規加入を希望する従業員および既に加入している従業員から、勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関する申込等を所定の様式により受け付けて、とりまとめのうえ乙に提出します。 5. 上記のほか、勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関して従業員への書類交付その他従業員と乙との間で必要な通知事項等が生じた場合には甲が交付・通知等を行います。 6. 甲(甲の役員および従業員を含みます。)が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、甲は、本協定を解除されても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じても全て甲の責任とします。 (1) 暴力團、暴力團員、暴力團関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力團等反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合 (2) 暴力團等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者(以下「元暴力團等反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合 (3) 暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配していることが判明した場合 (4) 取締役、執行役、相談役もしくは顧問その他の名称を問わずその事業に支配力を有する者または監査役が暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力であることが判明した場合 (5) 暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力がその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用していることが判明した場合 (6) その他前各号に準ずるものであることが判明した場合 (7) ①甲自らまたは第三者を利用して、本協定の履行に關して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、または風説の流布、偽計もしくは威力の行使により乙の信用を毀損し、もしくは乙の業務を妨害した場合 ②専ら法的な責任を超えた不当な要求などを行った場合 ③その他前各号に準ずる行為を行った場合 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; font-size: small;"> 以上 </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">日本生命記入</td> <td style="width: 30%;">団体コード</td> <td style="width: 10%;">機 械 記 入</td> <td style="width: 30%;">支社・支部コード</td> <td style="width: 20%;">取扱者コード・氏名</td> <td style="width: 10%;">企 業 コ ド</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">営業部</td> <td></td> </tr> </table>	■事業主		所在地 (登記上住所)	(フリガナ) オオサカフ オオサカシ ○ク △×ヨウメ×パン×ゴウ 〒XXXX-XXXX 大阪府大阪市○区△×丁目×番×号	業種 出版業 従業員数 1500 人	通信先 (書類の送付先)	※通信先を所在地以外に指定される場合に記入ください。(他社へ事務を委託される場合は別途ご依頼ください。) 〒 -		団体名	(フリガナ) ○○ショウジ カフシキガイシャ ○○商事 株式会社		代表者	(フリガナ) タイヒヨウトリシマリヤク ニッセイタロウ 役職・名前 代表取締役 日生太郎	生年月日 (平成) ××年××月××日	事務担当者	所属 総務部	名前 日生 一郎 電話番号(06)xxxxx-xxxx FAX(06)xxxxx-xxxx	※法務局届出印を押印ください。なお共済組合等で法務局届出印のない場合は代表者役職印を押印ください。			事業主(以下「甲」といいます。)は、従業員が勤労者財産形成促進法および関係法令の規定に基づき日本生命保険相互会社(以下「乙」といいます。)との間で勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等を締結するにあたり、下記事項を確認のうえ、その事務取扱に関する協定(以下「本協定」といいます。)を依頼します。			記			1. 勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等の保険料は、甲が従業員の申出に基づき給与または賞与から控除し、乙に払込みます。 2. 財形貯蓄契約等の約款に定める責任開始日を財形貯蓄契約等の契約日とする。 ただし、第1回保険料に相当する金額を給与から控除する場合で責任開始日が甲の定めた給与支給日と異なるときは、責任開始日に最も近い甲の定めた給与支給日を契約日とし第1回保険料に相当する金額を賞与から控除する場合は、甲の定めた賞与払取月に属する甲の定めた給与支給日を契約日とする。 3. 甲は法令等に基づき、従業員が締結する勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等の取扱いに關し、次の措置を行います。 (1) 従業員が提出する財形貯蓄非課税住宅貯蓄申告書、同申込書、同異動申告書等、または財形貯蓄非課税年金貯蓄申告書、同申込書、同異動申告書等について、その記載内容を確認のうえ乙に提出します。 なお、財形貯蓄非課税住宅貯蓄申告書および財形貯蓄非課税年金貯蓄申告書の最高限度額、および最高限度額の合計額が租税特別措置法に定める限度額を超過しないように管理します。 (2) 既に勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している従業員については、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結することがないよう、また既に勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している従業員については、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することがないよう管理します。 (3) 乙と勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等を締結している従業員について、死亡、退職、その他の理由により従業員でなくなった場合は、速やかに書面により乙に通知します。 4. 甲は勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等への新規加入を希望する従業員および既に加入している従業員から、勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関する申込等を所定の様式により受け付けて、とりまとめのうえ乙に提出します。 5. 上記のほか、勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関して従業員への書類交付その他従業員と乙との間で必要な通知事項等が生じた場合には甲が交付・通知等を行います。 6. 甲(甲の役員および従業員を含みます。)が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、甲は、本協定を解除されても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じても全て甲の責任とします。 (1) 暴力團、暴力團員、暴力團関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力團等反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合 (2) 暴力團等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者(以下「元暴力團等反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合 (3) 暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配していることが判明した場合 (4) 取締役、執行役、相談役もしくは顧問その他の名称を問わずその事業に支配力を有する者または監査役が暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力であることが判明した場合 (5) 暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力がその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用していることが判明した場合 (6) その他前各号に準ずるものであることが判明した場合 (7) ①甲自らまたは第三者を利用して、本協定の履行に關して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、または風説の流布、偽計もしくは威力の行使により乙の信用を毀損し、もしくは乙の業務を妨害した場合 ②専ら法的な責任を超えた不当な要求などを行った場合 ③その他前各号に準ずる行為を行った場合			以上			日本生命記入	団体コード	機 械 記 入	支社・支部コード	取扱者コード・氏名	企 業 コ ド					営業部	
■事業主																																													
所在地 (登記上住所)	(フリガナ) オオサカフ オオサカシ ○ク △×ヨウメ×パン×ゴウ 〒XXXX-XXXX 大阪府大阪市○区△×丁目×番×号	業種 出版業 従業員数 1500 人																																											
通信先 (書類の送付先)	※通信先を所在地以外に指定される場合に記入ください。(他社へ事務を委託される場合は別途ご依頼ください。) 〒 -																																												
団体名	(フリガナ) ○○ショウジ カフシキガイシャ ○○商事 株式会社																																												
代表者	(フリガナ) タイヒヨウトリシマリヤク ニッセイタロウ 役職・名前 代表取締役 日生太郎	生年月日 (平成) ××年××月××日																																											
事務担当者	所属 総務部	名前 日生 一郎 電話番号(06)xxxxx-xxxx FAX(06)xxxxx-xxxx																																											
※法務局届出印を押印ください。なお共済組合等で法務局届出印のない場合は代表者役職印を押印ください。																																													
事業主(以下「甲」といいます。)は、従業員が勤労者財産形成促進法および関係法令の規定に基づき日本生命保険相互会社(以下「乙」といいます。)との間で勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等を締結するにあたり、下記事項を確認のうえ、その事務取扱に関する協定(以下「本協定」といいます。)を依頼します。																																													
記																																													
1. 勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等の保険料は、甲が従業員の申出に基づき給与または賞与から控除し、乙に払込みます。 2. 財形貯蓄契約等の約款に定める責任開始日を財形貯蓄契約等の契約日とする。 ただし、第1回保険料に相当する金額を給与から控除する場合で責任開始日が甲の定めた給与支給日と異なるときは、責任開始日に最も近い甲の定めた給与支給日を契約日とし第1回保険料に相当する金額を賞与から控除する場合は、甲の定めた賞与払取月に属する甲の定めた給与支給日を契約日とする。 3. 甲は法令等に基づき、従業員が締結する勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等の取扱いに關し、次の措置を行います。 (1) 従業員が提出する財形貯蓄非課税住宅貯蓄申告書、同申込書、同異動申告書等、または財形貯蓄非課税年金貯蓄申告書、同申込書、同異動申告書等について、その記載内容を確認のうえ乙に提出します。 なお、財形貯蓄非課税住宅貯蓄申告書および財形貯蓄非課税年金貯蓄申告書の最高限度額、および最高限度額の合計額が租税特別措置法に定める限度額を超過しないように管理します。 (2) 既に勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している従業員については、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結することがないよう、また既に勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している従業員については、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することがないよう管理します。 (3) 乙と勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等を締結している従業員について、死亡、退職、その他の理由により従業員でなくなった場合は、速やかに書面により乙に通知します。 4. 甲は勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等への新規加入を希望する従業員および既に加入している従業員から、勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関する申込等を所定の様式により受け付けて、とりまとめのうえ乙に提出します。 5. 上記のほか、勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関して従業員への書類交付その他従業員と乙との間で必要な通知事項等が生じた場合には甲が交付・通知等を行います。 6. 甲(甲の役員および従業員を含みます。)が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、甲は、本協定を解除されても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じても全て甲の責任とします。 (1) 暴力團、暴力團員、暴力團関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力團等反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合 (2) 暴力團等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者(以下「元暴力團等反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合 (3) 暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配していることが判明した場合 (4) 取締役、執行役、相談役もしくは顧問その他の名称を問わずその事業に支配力を有する者または監査役が暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力であることが判明した場合 (5) 暴力團等反社会的勢力または元暴力團等反社会的勢力がその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用していることが判明した場合 (6) その他前各号に準ずるものであることが判明した場合 (7) ①甲自らまたは第三者を利用して、本協定の履行に關して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、または風説の流布、偽計もしくは威力の行使により乙の信用を毀損し、もしくは乙の業務を妨害した場合 ②専ら法的な責任を超えた不当な要求などを行った場合 ③その他前各号に準ずる行為を行った場合																																													
以上																																													
日本生命記入	団体コード	機 械 記 入	支社・支部コード	取扱者コード・氏名	企 業 コ ド																																								
				営業部																																									

日本生命との取引 (レ点チェックください。)		給与支給日が 契約日となります。			
		記入日 2023年3月9日			
■事務取扱の細目（すべての項目を記入ください。）					
項目		項目内容		留意事項	
①給与支給日		每月（ 25 ）日※1		※1 末日の時は「末」と記入ください。	
②賞与支給日		年（ 2 ）回 夏（ 6月30日 ）、冬（ 12月10日 ）※2		※2 賞与払が年3回以上の場合は、要望事項へ賞与支給日等を記入ください。	
③奨励金制度		無 有 ※3		※3 有の場合は別途「奨励金制度取扱依頼書」をご提出ください。	
④取扱制限	新規加入	募集月 制限 無 有 → 年（ 2 ）回（ 4,10 月）	控除開始月 制限 無 有 → 年（ 2 ）回（ 6,12 月）	※4 月末現在の残高等を、翌月中旬にお知らせいたします。	
	保険料変更	募集月 制限 無 有 → 年（ ）回（ 月）	控除開始月 制限 無 有 → 年（ ）回（ 月）	※5 記入がない場合は契約コード順となります。	
	⑤積立残高通知書の作成内容		【団体用】（ 9 月）【個人用】（ 9 月）※4		※6 見本を添付ください。必要項目が足りない等の理由によりお引受けできない場合がございます。 注) 払込内訳書は変更がある場合のみご返送ください。
	⑥払込案内書等の契約登載順序※5		① 契約コード順 ② 従業員コード・契約コード順	① 所属コード・契約コード順 ③ 所属コード・従業員コード・契約コード順	① ページ替しない ② 所属コードによるページ替をする
⑦契約申込書等各種用紙の取扱		① 日本生命の用紙を使用する ① 日本生命の用紙を使用する（国家公務員用） ② 団体独自で作成した用紙を使用する※6		ご記入いただいた必着日までに払込案内書等を送付いたします。	
払込方法ごとのスケジュール		給与払	賞与払※2 夏（ 6 月） 冬（ 12 月）		項目の説明
⑧払込案内書等の必着日		(前月) (当月) (15) 日	(前月) (当月) (20) 日	(前月) (当月) 未 日	給与等の控除額を日本生命から案内する日です。 支給日の7日～10日前を設定ください。
⑨保険料の送金日		当月（ 25 ）日	(6)月 (30) 日	(12)月 (10) 日	給与等から控除した保険料を日本生命に送金していただく日です。 支給日と同日または翌日を設定ください。
要望事項（その他事務取扱上のご要望があれば、記入ください。）					
■保険料送金口座					
保険料の振込先		金融機関名 (フリガナ) 銀行		支店名 (フリガナ) (支)店 出張所 営業部	
預金種目		口座番号		口座名義人	
① 普通（総合） ② 当座		(フリガナ) 日本生命保険相互会社			
※当社からは領収証の発行はいたしません。					
日本生命の事務担当窓口		初回 受付印		本店 受付印	
備考		契約管理G		取扱 再査	
日本生命 処理欄					

▼ 団体内容および事務取扱に関する変更手続

1. 団体内容に関する変更

■変更の内容

○所在地・団体名の変更、通信先の設定・変更・取消
※現在、代表者・届出印の変更は不要です。

■ 必要書類

団体関係変更申出書

当用紙は「財形保険」だけでなく、「企業保険」「職域団体」も併せて変更することができます。

ただし、当社へお届けの団体名等が商品ごとに異なる場合には、各商品ごとに「団体関係変更申出書」が必要です。

■ 留意事項

- ・所在地(登記上住所)または団体名を変更される場合で「財形年金」または「財形住宅」の契約がある場合は、別途「財産形成非課税貯蓄に関する一括異動届」および「異動契約一覧表」の提出が必要です。
 - ・「財形保険」での変更においては、登記事項証明書等の公的書類は提出不要です。

団体関係変更申出書の記入例

2. 事務取扱に関する変更

■変更の内容

- 「事務取扱の細目」変更
- 事務の日程変更

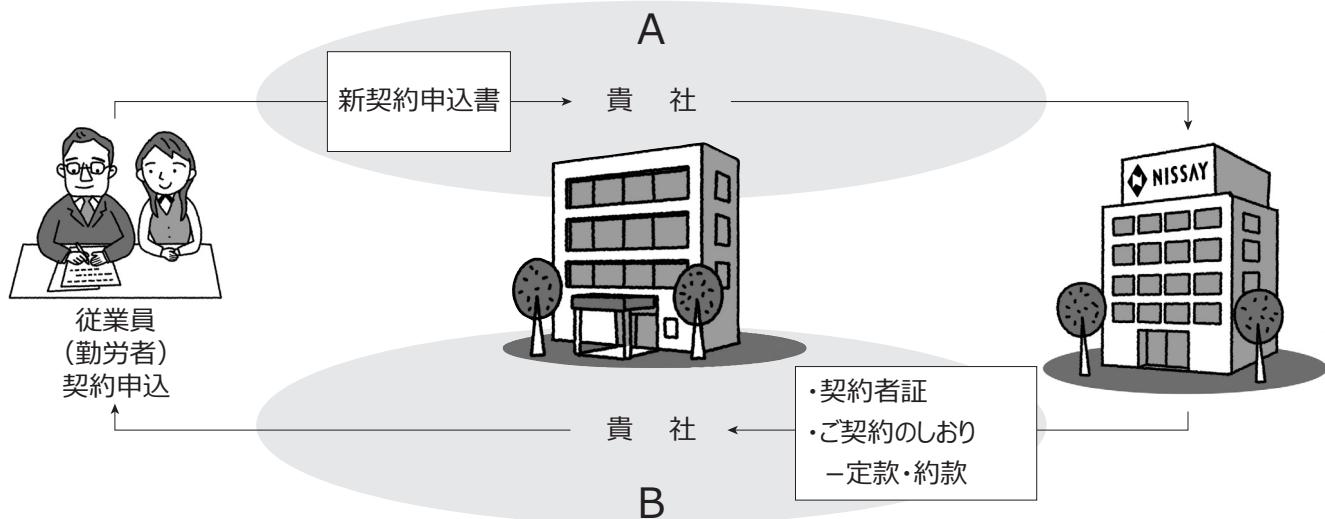
■必要書類

勤労者財産形成貯蓄積立保険「事務取扱の細目」変更届

勤労者財産形成貯蓄積立保険「事務取扱の細目」変更届の記入例

勤労者財産形成貯蓄積立保険「事務取扱の細目」変更届			
		申出日 令和5年3月15日	変更日 令和5年4月1日
注)記入項目は黒ボールペンではっきりとご記入ください。 (鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。)			
以下の項目について変更がありますので届出ます。			
団体名	○○商事株式会社		団体コード XXXXXX
事務担当部署	総務部		担当者 日生一郎 担当者印 
■該当する変更項目の番号に○印をつけ、変更後内容に必要事項をご記入ください。			
変更項目			
変更後内容			
留意事項			
①給与支給日 毎月(末)日※1 变更日の当月以降の契約は変更後の給与支給日をもって契約日とします。			
※1 末日の場合は「末」とご記入ください。 また、給与支給日を変更される場合は、変更項目「 7 払込案内書等の必着日 」、「 8 保険料の送金日 」も必ずご記入ください。			
②賞与支給日※2 年()回 夏(月日)、冬(月日)※3			
※2 賞与支給日を変更される場合は、変更項目「 7 払込案内書等の必着日 」、「 8 保険料の送金日 」も必ずご記入ください。			
③取扱制限 新規加入 賞与支給日※2 保険料変更 募集月 制限無(有) → 年()回(月)※4			
※3 賞与支給日が年3回以上の場合は、変更項目「 7 払込案内書等の必着日 」、「 8 保険料の送金日 」も必ずご記入ください。			
④積立残高通知書の作成内容 【団体用】 年()回(月) 月末現在の残高 【個人用】 年()回(月) 月末現在の残高			
※4 全ての取扱月をご記入ください。			
⑤所属・従業員コードの使用 ① 使用しない ① 所属コードのみ使用※5 ② 従業員コードのみ使用※5 ② 従業員コードのみ使用※5 ③ 所属・従業員コード使用※5 ③ 所属・従業員コード使用※5			
※5 所属・従業員コードを新たに使用される場合は、別途契約者の所属・従業員コードを当社にご連絡ください。			
⑥払込案内書等の契約登載順序 ① 契約コード順 ① 所属コード・契約コード順※6 ② 従業員コード・契約コード順※6 ② 従業員コード・契約コード順※6 ③ 所属コード・従業員コード・契約コード順※6 ④ ページ替えしない ④ ページ替えしない ⑤ 所属コードによるページ替えをする ⑤ 所属コードによるページ替えをする			
※6 賞与支給日と同一日またはその翌日を設定してください。			
⑦払込方法ごとのスケジュール 給与払 賞与払※3 前月()月 当月()月 前月()月 当月()月 前月()月()日 当月()月()日 前月()月()日 当月()月()日 ※7 原則として給与支給日と同一日またはその翌日を設定してください。			
※8 給与等の控除額を日本生命から案内する日です。 給与等から控除した保険料を日本生命に送金していただく日です。			
⑧保険料の送金日 当月(末)日()月()日()月()日 予定 予定			
※9 その他要事項			
備考			
契約管理G		本店	
日本生命 受付印	処理	受付印	
	再査		
日本生命保険相互会社 帳202309-041 ライブラリNo.2023100033			

VI ニッセイ財形へのご加入手続



■加入手続の流れ A 従業員から「新契約申込書」が貴社事務担当者宛に提出されますので、「新契約申込書」の内容（非課税最高限度額等）についてご確認のうえ当社宛ご提出ください。
(内容確認については13～14ページをご参照ください。)

B 当社にて第一回保険料の払込みの確認を行い、新規契約に対し、「契約者証」を発行いたします。
その際に「ご契約のしおりー定款・約款」を添付して貴社宛送付いたしますので、加入者に配付してください。

「特に重要なお知らせ（契約概要）（注意喚起情報）」および「お客様情報の取扱いについて」について

○特に重要なお知らせ

ご契約内容等に関する重要事項を説明したもので、ご契約前に必ずお読みいただき、確認・了承されたうえでお申込みいただくためのものです。当社の「新契約申込書」には「特に重要なお知らせ（契約概要）（注意喚起情報）」が添付されております。

○お客様情報の取扱いについて

お客様情報のうち、個人情報の「利用目的」およびお取引きにあたって「同意していただきたい内容」について記載しています。

○貴社専用の「新契約申込書」をご使用の場合は、従業員に対する財形の募集時または新契約申込時に「特に重要なお知らせ（契約概要）（注意喚起情報）」「お客様情報の取扱いについて」を必ず配付してください。

1. 必要書類

- ニッセイ財形貯蓄 新契約申込書
勤労者財産形成貯蓄積立保険（ニッセイ財形貯蓄）
- ニッセイ財形（住宅貯蓄積立・年金積立）新契約申込書
財形住宅貯蓄積立保険（ニッセイ財形住宅）
財形年金積立保険（ニッセイ積立型財形年金）

(3枚複写)

- 1枚目 事業主控
- 2枚目 日本生命本店用
- 3枚目 契約者控

2. 「新契約申込書」受付時のお取扱い

■ご加入いただける方の確認

加入資格のある方は、勤務先（主たる給与支払者）に属する満15歳以上満83歳未満（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄については満15歳以上満55歳未満）の従業員（勤労者）に限ります。（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄については「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していることが必要です。）

次の方はご加入いただけませんのでご注意ください

- ・一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員
ただし、兼務役員（例えば部長職兼務）の場合は対象となります。
- ・個人経営の事業主
- ・市区町村長等、公選によりその職につく方、および各種法人・団体・組合の代表者、理事長
- ・家内労働者、家族従業員（ただし、以下の労働関係が成立する家族従業員は対象となります）
 1. 業務を行うにあたって事業主の指揮命令にしたがっていることが明確であること
 2. 就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり賃金もこれに応じて支払われていること
- ・長期間にわたる積立てができるない方
- ・委託・嘱託等で雇用関係がなく、報酬等が事業所得の方

「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書」の最高限度額の確認

- ・財形年金積立保険
払込保険料累計額の最高限度額は**385万円以内かつ全金融機関をとおして1人1契約のみ**
 - ・財形住宅貯蓄積立保険
払込保険料累計額の最高限度額は**550万円以内かつ全金融機関をとおして1人1契約のみ**
- ※既に非課税扱いの申告をしている場合、または同時に申告をされる場合は**財形住宅・財形年金を通算して550万円以内**

■勤務先の長の印またはサインの記入（年金・住宅の場合）

すでに非課税扱いの申告をしている場合は、非課税扱いの申告をしている金融機関名と非課税最高限度額の確認が必要です。（最高限度額の合計が550万円を超えないようご留意ください。）

以下の場合は、非課税最高限度額の確認が終わりましたら、「勤務先の長の印またはサイン」の箇所に団体の代表者または事務担当責任者の押印またはサインを記入してください。

- 新規加入契約が財形住宅で、すでに財形年金に加入しているとき
- 新規加入契約が財形年金で、すでに財形住宅に加入しているとき
- 財形住宅、財形年金同時に加入するとき

■個人番号・法人番号の確認（年金・住宅の場合）

財形年金・財形住宅の場合は、「財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄申告書」に正当な個人番号・法人番号が記載されていることをご確認ください。

■ 契約者記入欄の確認

契約者ご本人にてもれなく記入があることをご確認ください。

訂正されている場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、訂正署名（フルネーム記入）されていることをご確認ください。

■ 「特に重要なお知らせ（契約概要）（注意喚起情報）」および「お客様情報の取扱いについて」の同意欄レ点チェックの確認

「特に重要なお知らせ（契約概要）（注意喚起情報）」および「お客様情報の取扱いについて」に同意のうえ、レ点チェックをご契約者にご記入いただきます。

「新契約申込書」にレ点チェックが記入されているかご確認ください。

■ 所属コード・従業員コードの確認

所属コード、従業員コードを使用する旨を当社にご登録いただいている場合は、「新契約申込書」に所属コード・従業員コードが記入されているかご確認ください。

■ 保険料控除開始時期の確認

何月の給与または賞与から控除を開始するかご確認のうえ、賃金台帳等にて管理してください。

なお、給与・賞与ともに積立てされる場合には、控除開始は、給与控除開始月となり、賞与については給与控除開始月以降となります。（賞与控除開始月が給与控除開始月の前となる場合はお取扱いできません。）

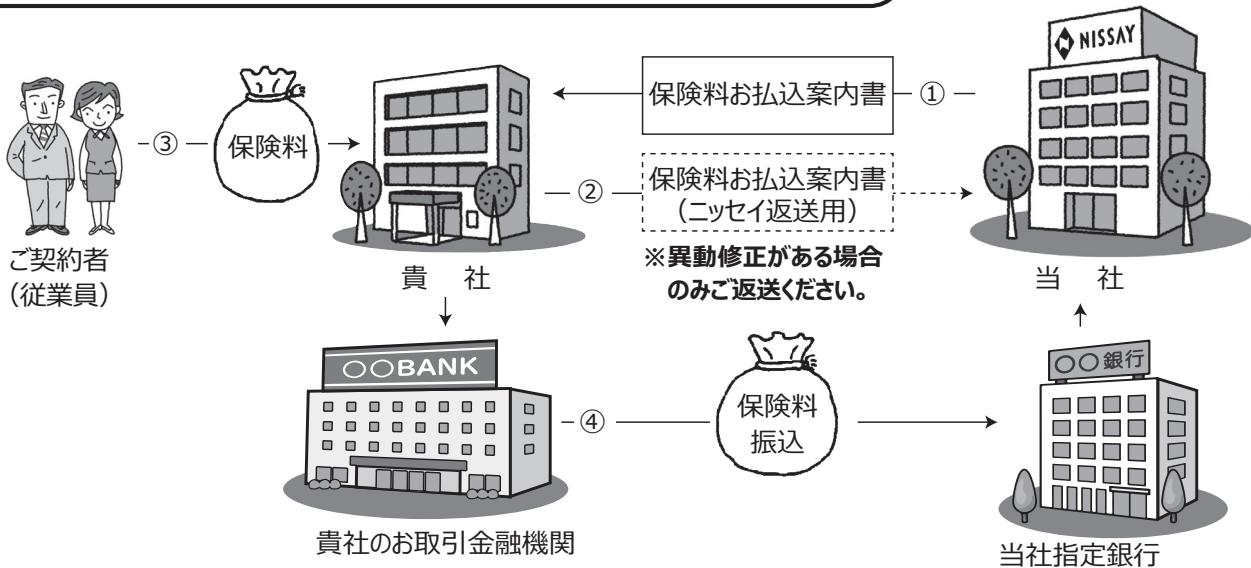
3. 賦蓄奨励金を付加する場合のお取扱い

- 保険料は、「賃金からの控除」により払込まなければならぬことになっておりますが、福利厚生の観点から従業員の貯蓄に対して事業主が貯蓄奨励金を付加することが認められています。
- 貯蓄奨励金は所得税法上、受給者に対する給与所得とみなされ所得税の対象となり事業主にとっては損金算入となります。
- 貯蓄奨励金の付加方法ならびに基準の詳細については、あらかじめ当社宛ご相談ください。

4. 当社からご契約者への承諾通知

- 加入申込をされた財形積立保険の第一回保険料が当社へ着金となった日の約3週間後に「勤労者財産形成貯蓄積立保険契約者証」「財形年金積立保険契約者証」「財形住宅貯蓄積立保険契約者証」（以下、「契約者証」といいます。）を承諾通知として貴社へ送付いたしますので、ご契約者へお渡しください。
- 「契約者証」はお申込内容の変更があった場合でも改めて裏書・再発行はいたしません。
- 「契約者証」とともに「ご契約のしおり－定款・約款」を送付いたします。この冊子にはご契約についての大切なことがらを記載しておりますので、必ずご一読のうえ保管していただきますようご契約者にご連絡ください。

VII 保険料控除とお払込手続



1. 保険料のお払込みの流れ

- ①当社から貴社宛に賃金控除手続に間に合うよう定められた日程にしたがって「保険料お払込案内書」を送付いたします。
- ②当月賃金控除する保険料が確定しましたら、以下の場合のみ変更後の内容を記載していただき、事務担当者名をご記入のうえ、「財形団体 保険料お払込案内書（ニッセイ返送用）」を当社宛ご返送ください。
 - 「保険料お払込案内書」のご契約明細に異動があるときは、「異動契約記入欄」に異動後の内容と「団体修正欄」に減少（-）・増加（+）・当月お払込合計保険料をご記入ください。
異動修正がないときは、ご返送は不要です。
 - ご登録の賃金控除日に変更があるときは、変更後の当月賃金控除日（給与・賞与支給日）をご記入ください。
- ③給与・賞与支給日に各ご契約者の賃金から保険料を控除してください。
- ④賃金控除した保険料は即日当社指定の銀行口座にお振込みください。

■ 「保険料お払込案内書」の「異動契約記入欄」でご記入いただきたい主な異動

1. 解 約・・・解約されたご契約をご記入ください。
2. 保険料変更・・・保険料を増額、または減額していただいたご契約をご記入ください。
3. 中 断・・・病気、傷病欠勤等の理由により賃金控除を中断されるご契約をご記入ください。
4. 再 開・・・保険料のお払込みを再開していただいたご契約をご記入ください。
5. 新 規・・・新たにご加入いただいたご契約をご記入ください。
6. 退 職・・・退職、役員昇格等により賃金控除ができなくなったご契約をご記入ください。
(退職日（役員昇格）以降の保険料はご入金いただけません。)
7. 転 出・・・勤務先異動により、転出（賃金控除ができなくなった）となったご契約をご記入ください。
8. 転 入・・・勤務先異動により、転入（今月よりお払込みいただく）となったご契約をご記入ください。
9. そ の 他
異動理由については以下をご参照のうえ、該当される場合はご記入ください。
 - ・育児休業・・・育児休業等の取得により賃金控除を中断されるご契約をご記入ください。
 - ・海外出入国・・・海外出入国により賃金控除を停止・再開されるご契約をご記入ください。
 - ・死 亡・・・死亡等により賃金控除ができなくなったご契約をご記入ください。

※「保険料お払込案内書」にご記入いただいた内容はお払込額を確認するものです。

異動内容でご記入いただいた内容については別途手続が必要となります。

財形団体保険料お払込案内書の記入例

ご案内の内容に異動・修正がある場合、以下の項目をご記入ください。

- ① 団体修正欄
- ② 異動契約記入欄
- ③ 賃金控除日、事務担当者名

内欄	新契約	件	円()	円)
	① 当月お払込案内額(ご契約明細の計)	6 件	105,000 円()	円)

- ・「賃金控除日」が登録内容から変更になる場合はご記入ください。
- ・事務担当者様のお名前をご記入ください。

③

賃金控除日	年 月 日
事務担当者	

■貴社にて判明した異動契約については、以下にご記入ください。なお、右上の

①

団体修正欄		件数	保険料	()	
				② 減少(-)	③ 増加(+)
	② 減少(-)	2 件	40,000 円()		
	③ 増加(+)	2 件	50,000 円()		
	当月お払込合計(①-②+③)	6 件	115,000 円()		

②

異動契約記入欄	契約者	契約コード	保険料	()							
				1	2	3	4	5	6	7	8
	□□ハナコ 様	1 2 3 4 5 6 7	0 円()	1. 解約 7. 転出 8. 転入 9. その他()							
	□□タロウ 様	2 3 4 5 6 7 8	0 円()	1. 解約 2. 保険料変更 7. 転出 8. 転入 9. その他()	3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職						
	□□ジロウ 様		20,000 円()	1. 解約 7. 転出 8. 転入 9. その他()	3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職						
	□□イチロウ 様	3 4 5 6 7 8 9	30,000 円()	1. 解約 2. 保険料変更 7. 転出 8. 転入 9. その他()	3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職						

■「2.保険料変更」の場合

(例1) 7,000円から2,000円に減額した場合

(例2) 30,000円から50,000円に増額した場合

- ② 契約者名・契約コード・保険料（変更後金額）・異動内容を記入してください。

- ① 以下のとおり記載ください。

(例1) 減額した場合：「②減少(-)」に保険料の差額(*)を加算してください。

(例2) 増額した場合：「③増加(+)」に保険料の差額(*)を加算してください。

(*) 变更前後の保険料の差額のことです。

(例1) の場合、 $7,000 - 2,000 = 5,000$

※なお、保険料変更の場合は「②減少(-)」、「③増加(+)」の件数は記入不要です。

「当月お払込合計」の件数はご記入ください。

①

団体修正欄		件数	保険料	(うち奨励金)	
				② 減少(-)	(例1)
	② 減少(-)	件	5,000 円()		
	③ 増加(+)	件	20,000 円()		
	当月お払込合計(①-②+③)	6 件	120,000 円()		

②

異動契約記入欄	契約者	契約コード	保険料	異動内容				
				1. 解約 7. 転出 8. 転入 9. その他()	2. 保険料変更 3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職	3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職	4. 再開 5. 新規 6. 退職	5. 新規 6. 退職
	(例1) □□タロウ 様	7 6 5 4 3 2 1	2,000 円()	1. 解約 7. 転出 8. 転入 9. その他()	2. 保険料変更 3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職	3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職	4. 再開 5. 新規 6. 退職	5. 新規 6. 退職
	(例2) □□ハナコ 様	5 6 7 8 9 1 2	50,000 円()	1. 解約 7. 転出 8. 転入 9. その他()	2. 保険料変更 3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職	3. 中断 4. 再開 5. 新規 6. 退職	4. 再開 5. 新規 6. 退職	5. 新規 6. 退職

②③の内訳を記入

2. 保険料のお払込み

○保険料は賃金から控除のうえ、あらかじめお決めいただいた日までに「振込依頼書」にてお払込みください。

用紙右下に〔財形〕と〔月払用または賞与払用〕と印字があることをご確認のうえご使用ください。

○当社からは領収証の発行はいたしませんので、銀行が発行する「受取書」を大切に保管してください。

○振込手数料は貴社にてご負担いただきますようお願ひいたします。

振込依頼書												
ご依頼人名の前の数字も必ず打電ください	No.	科 目										
	ご依頼日	(和暦) 令和 5 年 1 月 23 日			振込指定	電信扱・文書扱			振込手数料			
	振込先	金融機関名	××銀行			金額		百万	7	8	0	0
	支店名	本店			内 訳	現金						
	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 1 普通(総合)	口座番号	xxxxxxxx								
	受取人	(カナ)	ニホンセイメイホウキン(ソ)									
	名前	日本生命保険(相)										
	住所	大阪市中央区今橋3-5-12										
	注意	↓ この10桁の数字はかならずフリガナ頭部に打電ください。 xxxxxxxxxxxx○○セイサクショ										
	ご依頼人	ご住所	xxxx-xxxx オオサカフォオサカシ△□○ ×-×-×			20 xxxxxxxx-1 財形 月払用						
保険料は本振込用紙でお払込みください												
財形と払方を印字しています。 (取扱店保管)												
振込金受取書												
ご依頼人名の前の数字も必ず打電ください	No.	科 目										
	ご依頼日	(和暦) 令和 5 年 1 月 23 日			振込指定	電信扱・文書扱			振込手数料			
	振込先	金融機関名	××銀行			金額		百万	7	8	0	0
	支店名	本店										
	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 1 普通(総合)	口座番号	xxxxxxxx								
	受取人	(カナ)	ニホンセイメイホウキン(ソ)									
	名前	日本生命保険(相)										
	住所	大阪市中央区今橋3-5-12										
	名前	(カナ)	○○セイサクショ									
	上記の金額正に受取りました											
銀 行 支 店										(取扱店 ⇒ 依頼人)		
										出納印	収入印紙	

VII 契約内容の変更手続

ご契約内容の変更については、ご契約者から以下の書類をご提出いただき勤務先（貴社）経由にて当社宛てご提出ください。（勤労者財産形成促進法施行令第13条の19）

■ 変更の種類

- 保険料額の変更（増額・減額）
- 保険期間の変更（延長・短縮）
- 氏名変更、住所変更
- 年金の種類・型（※）・年金支払期間（※）・年金支払回数（※）の変更
- 保険料払込の中止と再開
- 非課税貯蓄最高限度額の変更（増額・減額）
- 保険料払込期間（※）・年金支払開始年齢の変更（※）

（注）※印の変更のお取扱いは保険料最終払込日までとなります。保険料最終払込日以降の申込みは一切お取扱いできませんのでご注意ください。

■ 必要書類

- お手続きにあたりましては以下の留意点をご確認いただき、「契約変更申込書」の『勤務先確認印欄』に押印してください。

押印は団体の代表者または事務担当責任者印にてお願ひします。

変更の種類	必要書類	留意点		
		財形貯蓄積立保険	財形年金積立保険	財形住宅貯蓄積立保険
保険料額変更	契約変更申込書	<ul style="list-style-type: none">・1,000円単位で増減してください。・賞与払保険料の変更は、「事務取扱の細目」にて賞与払取扱月を定めている場合に限って取扱いができます。・賞与払保険料は「事務取扱の細目」にて夏冬賞与異額を定めている場合に限って異額積立できます。・「契約変更申込書」に記入された変更月から貴社が引去可能かをご確認ください。		
払込中断 払込再開	契約変更申込書	<ul style="list-style-type: none">・中止・再開のご希望があった場合、払込中断・再開の手続きをお願いします。・中止の事由が解消後は速やかに払込再開の手続きをお願いします。・財形年金・財形住宅は保険料の払込みを中断した場合、2年以内に払込みを再開してください。 (賃金控除が再開されない場合、約款に基づき2年経過した日に契約者によって解約（課税扱）されたものとみなします。)・月払・賞与払を併用されている場合、どちらかのみを中断・再開することはできません。 (この場合、中断希望の積立額を0円とし保険料変更の手続きをお願いします。)・「契約変更申込書」に記入された変更月から貴社の変更が可能かをご確認ください。		
保険期間変更	契約変更申込書	<ul style="list-style-type: none">・3~40年の範囲かつ年単位での変更手続きを行ってください。 (賞与払のみの場合4~40年) ただし、満期時年齢が85歳以下であることが必要です。・満期の際に特に手続きがない場合、保険期間は自動延長（1年ごと）となります。		<ul style="list-style-type: none">・5~40年の範囲かつ年単位での変更手続を行ってください。 (賞与払のみの場合6~40年) ただし、満期時年齢が85歳以下であることが必要です。・保険期間の満了時までに積立金の全部に相当する生存給付金の支払いがない場合、自動延長（1年ごと）となります。
非課税貯蓄最高限度額変更	契約変更申込書 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書	<ul style="list-style-type: none">――	<ul style="list-style-type: none">・最高限度額385万円までです。・財形住宅と合わせて550万円までです。 <p>財形住宅に既に加入されている場合、「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に勤務先の長の確認印を押印またはサインを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に賃金の支払者の法人番号をご記入ください。	<ul style="list-style-type: none">・最高限度額550万円までです。・財形年金と合わせて550万円までです。 <p>財形年金に既に加入されている場合、「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に勤務先の長の確認印を押印またはサインを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に賃金の支払者の法人番号をご記入ください。

変更の種類	必要書類	留 意 点		
		財形貯蓄積立保険	財形年金積立保険	財形住宅貯蓄積立保険
氏名変更 住所変更	契約変更申込書 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄異動申告書	・氏名変更時には、勤務先にてご確認のうえ、勤務先確認印欄に勤務先の印を押印してください。 勤務先確認印欄に勤務先の印が無い場合は、氏名変更の事実が確認できる資料が必要となります。 (※1) ・財形年金・財形住宅の場合は「財産形成非課税住宅(年金)貯蓄異動申告書」に賃金の支払者の法人番号をご記入ください。		
保険料払込期間の変更 年金支払開始年齢の変更	契約変更申込書	――	以下の範囲でお取扱いできます。 ・払込期間が5年以上 ・払込期間満了日時点での年齢が55歳以上70歳未満 ・変更後の年金支払開始年齢は60歳以上70歳まで ・払込期間満了日から年金支払開始日までの据置期間は5年以内	――
年金の種類・型 年金支払期間変更 年金支払回数	契約変更申込書	――	以下の範囲でお取扱いできます。 ・6年、10年、15年確定年金(定額型) ・10年保証終身年金(遞増型) ・10年保証終身年金(定額型) ・10年・15年確定年金(前厚型) ・10年保証終身年金(前厚型) ・年金支払回数は年1回・2回・4回があります。 ・1回の年金額が递増型・定額型は6万円以上、前厚型は12万円以上あること	――

※1 以下の中から氏名変更前後の記載のある1種類の書類(コピー)をご提出ください。

- ・運転免許証(運転経歴証明書)
- ・個人番号カード(表面:写真掲載の面)
- ・公的機関から発行・発給された写真付証明書
(氏名・生年月日もしくは氏名・住所が記載されているもの)等

上記書類は有効期間中のものをご提出ください。

IX 転職・退職等の場合の手続き

1. 退職・役員昇格・死亡等に伴う手続き

■保険料払込期間中の場合

ご契約者が退職・役員昇格（※1）・死亡等された場合は、速やかに「退職等に関する通知書」を貴社から当社宛て提出ください。（法令上は6ヶ月以内に提出となっておりますが、手続上速やかにお願いします。）なお、解約等によりご契約が消滅している場合にはご提出の必要はありません。

（※1）一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員。ただし、兼務役員（例えば部長職兼務）は除く。

○財形年金の場合

保険料最終払込日までに退職（役員昇格）される場合は、年金でのお受取りはできません。

ただし、5年以上お払込みをされているご契約者が満55歳以上で退職（役員昇格）される場合は、年金として受取ることができます。年金でのお受取りを希望される場合は、勤務先を通じて保険料最終払込日が退職（役員昇格）日の前日までとなるように変更していただく必要があります。

（保険料払込期間変更のお手続きは、退職前かつ変更後の保険料最終払込日までとなりますのでご注意ください。また、年金支払方法等の変更を希望される場合は、このお手続きと同時にご変更ください。）

■財形年金保険料最終払込日以後の場合

財形年金保険料最終払込日以後の退職・役員昇格については「財形年金・退職等申告書」をご提出ください。

（お取扱いについては33ページ「4. 払込終了案内書類（財形年金）」をご参照ください。）

■退職、出向の場合でも次のような場合は継続することができます。

- 定年退職されても嘱託等で引き続き同一勤務先から給与の支給を受ける場合
- 出向されても引き続き同一勤務先から給与の支給を受ける場合
- 転職・出向により勤務先が変わり新勤務先が財形制度を導入している場合（※2）

（※2）詳しくは、22ページをご参照ください。

「退職等に関する通知書」の記入例

勤務先控	
財産形成貯蓄の退職等に関する通知書	
固体コード	XXXXXX
契約コード	855XXXXX
（和暦）令和5年 3月 15日	
日本生命保険相互会社 行	勤務先所在地 大阪市中央区今橋×-×-×
契約者	勤務名 称 日生商事 株式会社
住 所	代表者 姓 名 代取締役 日生 太郎
当社の従業員に次のとおり異動が生じましたので、租税特別措置法施行令の規定等により通知します。	
財形貯蓄の種類	① 財形貯蓄 2. 財形住宅 3. 財形年金
契約者 氏名	ニセイ ハヲ
住 所	兵庫 県西宮市○○町×-×
理 由 の 内 容	一般勤労者 退職、役員昇格、その他（ ） 海外転勤者 退職、役員昇格、国内勤務申告書不提出 賃金年内払止、その他（ ）
理由の生じた日	（和暦）令和5年 3月 31日
（その他）	
（注）「財形貯蓄の種類」および「理由の内容」欄は、該当項目に印を記入ください。	
■ご留意点	
1. ご契約者が退職・役員昇格・死亡等された場合は、速やかに「退職等に関する通知書」を当社宛てご提出ください。（法令上は6ヶ月以内に提出となっておりますが、手続上速やかにお願いします。）	
2. 勤務先の代表者欄は、代表者の役職と氏名を記入してください。	
3. 1契約につき、1部記入してください。	
4. 記入の際には、はっきりと、黒のボールペンで強く記入してください。	
日本生命保険相互会社 備考20211-022 （財形管理 2023.3（保-5年）3,000）	

■留意事項

転職・退職等をされた日から2年以内に新勤務先等で保険料の控除が行われないとき、役員昇格から2年を経過された場合は、ご契約を継続できず解約していただくことになります。

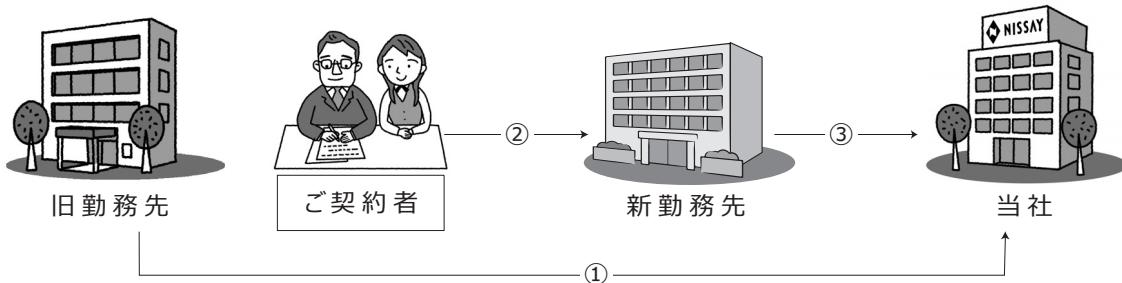
（注）解約のお手続きをされない場合でも、退職または役員昇格後2年経過しますと解約されたものとしてお取扱いいたします。

2. 転職に伴う手続き

新勤務先で、当社の財形制度が導入されている場合、または当社の財形制度の導入がなく他金融機関の財形制度が導入されている場合は、ご契約の継続・承継が可能となります。

なお、当手続は所定の期間内（**転職・出向の場合は旧勤務先の退職日から2年以内**）に行っていただく必要があります。

■新勤務先で当社の財形制度が導入されている場合



〔お取扱い〕

- ①旧勤務先は「退職等に関する通知書」を当社へ送付してください。（21ページをご参照ください。）
- ②ご契約者には、「契約変更申込書（財産形成住宅（年金）貯蓄勤務先異動申告書）」に必要事項をご記入のうえ新勤務先へご提出いただきます。
- ③新勤務先は、ご契約者から受けた「契約変更申込書」をご確認のうえ、当社へ送付してください。

例えばA工場からB工場への転勤で、給与控除を本社一括で行っている場合、お手続きは不要です。

■新勤務先で当社の財形制度が導入されていない場合（他金融機関の財形制度あり）

○承継制度

旧勤務先で行っていた財形商品の預替えの手続きを所定の期間内に行えば、新勤務先を通じて異なる取扱金融機関へ一括預入ができ、引き続き積立てを継続することができます。
ただし、貯蓄残高が非課税限度額を超過している場合、当取扱ができない場合があります。
継続手続関係書類および手続きの詳細につきましては新勤務先の財形取扱金融機関へお尋ねください。



〔お取扱い〕

- ①旧勤務先は「退職等に関する通知書」を当社へ送付してください。（21ページをご参照ください。）
- ②ご契約者には継続手続関係書類を新勤務先へご提出いただきます。
- ③新勤務先は継続手続関係書類を新勤務先の財形取扱金融機関へご提出ください。

3. 海外転勤者の継続手続

■財形住宅貯蓄積立保険、財形年金積立保険の取扱い

財形住宅、財形年金に加入している従業員が海外の事業所等に勤務される場合で、現在の勤務先との間に雇用関係が継続し、国内において賃金の支払いを受ける場合には、以下の所定のお手続きをいただくことで出国後7年間は引き続き非課税の適用を受けることができます。なお、1年未満の海外勤務については出国者にはあたらず、途中で1年以上となることが判明した日を出国日として同様の手続きを行ってください。（租税特別措置法施行令第2条の21・第2条の31）

○出国時の取扱い

- ご契約者が海外転勤となる場合は出国前に「海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」を当社宛て提出ください。この申告書により海外勤務中（**出国後7年間**）も引き続き非課税扱いの適用を受けられます。
- この適用を受けている間は保険料の積立てはできません。

（注）出国前に「海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」を提出しなかった場合は、ご契約は継続できず解約していただくこととなりますので「退職等に関する通知書」をご提出ください。

○帰国後の取扱い

- ご契約者が帰国された場合は、**国内勤務することとなった日（発令日）から2カ月以内**に「海外転勤者の（特別）国内勤務申告書」を当社宛て提出ください。
- 国内勤務に戻られた後は、保険料の払込みを再開してください。

記入例

「(特別) 国内勤務申告書」(帰国後提出) の場合の
みご記入ください。
「非課税貯蓄継続適用申告書」(出国時提出済) 記入
時の氏名・住所をご記入ください。

海外転勤者の財産形成非課税継続適用申告書・国内勤務申告書			
日本生命保険相互会社 行			
申告にあたり、契約者控裏面の「個人情報の利用目的」について確認しました。			
団体コード	× × × × × × × ×	契約コード	× × × × × × × ×
日本生命保険 提出用			
海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(国内勤務申告書) 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(特別国内勤務申告書)			
税務署長殿 (和暦) 令和5年 1月 10日			
ふりがな 氏名 (自署)	ニッセイ ハナコ 日生 花子		
住 所	兵庫県西宮市○町×-×		
出 国 時 ふりがな 氏 名 住 所			
下記の「財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の2第1項」の規定の適用を受けたもので、この旨申告します。 財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の3第1項			
継続適用 の申告 種別	令和5年 1月 31日 国内勤務 年内開始日 (和暦) 年 月 日	受入機関の 所在 地名 称	大阪市中央区今橋3丁目5番1号 日本生命保険相互会社 本店 法人番号 3120005007273
受入機関の 営業所等 名 称	大阪市中央区今橋3丁目5番1号 日本生命保険相互会社 本店 法人番号 3120005007273		
出 国 時 の 勤 務 先 名 称	大阪市中央区今橋×-× 日生商事株式会社		
出 国 時 の 賃金の支払 者名 称	大阪市中央区今橋×-× 日生商事株式会社 法人番号 XXXXXXXXXXXXXXXX		
出 国 時 の 事務代行先 名 称	大阪市中央区今橋×-× 日生商事株式会社 法人番号 XXXXXXXXXXXXXXXX		
(その他)			
受入機関の 受理年月日			
（会社処理欄）			
支社・拠点コード			
取扱者コード			
取扱者受領日 (和暦) 年 月 日			
取 扱	再 査		
日本生命保険相互会社 NISSAY			
(財形管理 2022.7. (消滅後5) 3×1×400) 稼202111-027			
出国時は、必ず出国日を ご記入ください。			
帰国時には、必ず国内勤務すること となった日（発令日）を記入ください。			

■留意事項

○海外転勤期間が7年を超えた場合は、ご契約は継続できず解約していただくこととなります。
帰国後国内勤務することになった日（発令日）から2カ月以内に「海外転勤者の（特別）国内勤務申告書」の提出がない場合は、ご契約は継続できず解約していただくこととなります。

（注）次のいずれかに該当したとき、該当日から1年を経過した時点で解約されたものとしてお取扱いいたします。

- 海外転勤中に現在の勤務先を退職または役員昇格（国内においても役員となる場合）されたとき
- 出国日から7年以内に国内勤務にならなかたとき
- 国内勤務後2カ月以内に「海外転勤者の（特別）国内勤務申告書」を提出しなかったとき
- 海外転勤中に国内賃金が支払われなくなったとき

■財形貯蓄積立保険の取扱い

○出国・帰国時の取扱い

- ご契約者が海外転勤または帰国となった場合には当社宛てにご連絡ください。
- 出国後も国内で支払いの賃金等から保険料の控除ができる場合は、引き続き保険料の積立てはできます。

4. 育児休業等による払込中断の手続き

■財形住宅貯蓄積立保険、財形年金積立保険の取扱い

財形住宅、財形年金に加入している従業員が、3歳未満の子に係る育児休業等を取得する場合は、「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」（以下、「育児休業等申告書」といいます。）を提出されることにより、育児休業等が2年を超えるときも、保険料の払込みを中断し、ご契約を継続することができます。（租税特別措置法施行令第2条の21の2）

○育児休業等取得前の取扱い

- ・育児休業等開始日前に「育児休業等申告書」を必ずご提出ください。
 - ・この適用をうけている間は保険料の積立てはできません。

(注) 育児休業等を取得される方すべてに提出義務があるわけではありません。中断期間が2年を超えない限り保険料払込は任意に中断していただけます。ただし、育児休業等が2年以上に延びた場合であっても育児休業等開始日以降に「育児休業等申告書」をご提出いただくことはできず、ご契約を解約していただくことになります。育児休業等の期間や支給状況を勘案していただき必要に応じてお手続きください。

○育児休業等取得後の休業期間変更の取扱い

- ・「育児休業等申告書」を提出後、育児休業等の期間を変更する場合、変更前、変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日までに「育児休業等期間変更申告書」をご提出ください。

- ・「育児休業等申告書」を提出後、新たに別の子に係る育児休業等を取得する場合、申告していただいているお子様の育児休業等の終了のための「育児休業等期間変更申告書」と、別の子の育児休業等取得のための「育児休業等申告書」を別の子の育児休業等開始日前にご提出ください。

○育児休業等終了後の取扱い

- ・育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みを再開してください。
上記賃金控除日から1ヶ月以内に必ずご入金ください。

■ 留意事項

育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料控除が再開されない場合は、ご契約は継続できず解約していくことになります。

■ 財形貯蓄積立保険の取扱い

契約変更申込書による払込中断、払込再開の手続きを行ってください。

日本生命保険相互会社

育児休業等申告書（兼期間変更申告書）

日本生命保険相互会社 行

申告にあたり、契約者控裏面の「個人情報の利用目的」について確認しました。

団体コード	X	X	X	X	X	X	X	X	契約コード	8	5	5	X	X	X	X	X	X
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

育児休業等をする者の財形形成非課税住宅の蓄積継続用申告書

育児休業等をする者の財形形成課税住宅の蓄積継続用申告書

育児休業等期間変更申告書

役務者長假名 (和題) 令和5年 1月10日

ふりがな ひつい はなこ
氏名 (音読み) 日生 花子

住所 東京 ◎滋 千代田区〇〇×丁目x-xx号

財形形成住宅の貯蓄につき続柄税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けないので

下記の財形形成住宅の貯蓄につき続柄税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けないので

育児休業等の期間を変更したいので、

この旨申告します。

		期間	変更後の期間
育児休業等	(和題)	令和5年 1月20日から (和題)	年 月 日から
		令和8年 1月31日まで (和題)	年 月 日まで
ふりがな 子の氏名	ひつい たより 日生 太郎	子の生年月日 (出生予定年月日)	令和5年 2月20日生
種別	別	生命保険の保険料	
受入機関等の所在地	名 称	日本生命保険相互会社 本店	法人番号 3120005007273
休勤前の先務所	所在地	東京都板橋区■ ■ × ×	
休業前の支払者	名 称	日生商事株式会社	
休業前の支払者	所在地	東京都板橋区■ ■ × ×	
休業前支払者	名 称	日生商事株式会社	法人番号 XXXXXXXXXX
休業前支払者	所在地		
(その他)			

<会社登記欄>

支社・営業所コード	新規登録
新規登録業種	年 月 日
取扱業種	新規登録業種
新規登録業種	請求未処理件数

育児休業等終了後の払込再開について以下のとおり届出ます。

※育児休業等終了日以後の貯蓄額は年月ご記入ください。

(和題)	(英題)
払込再開年月 令和8年 2月	支給

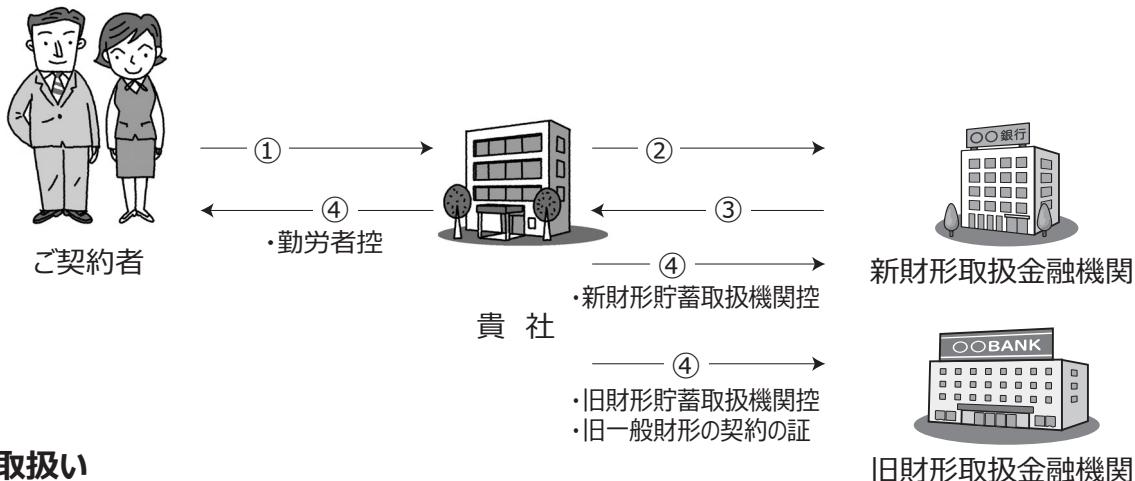
ご入金は上記払込再開年月の支給日から1カ月以内を限度とします。

日本生命保険相互会社

(財形管理 2022.10.(消滅後)3)×1×400)版202112-012

X 財形貯蓄の預替え手続

勤労者が自己の責任において幅広く金融機関の選択を行うことができるよう、財形貯蓄（一般財形）のみ契約途中において他の金融機関に貯蓄残高（解約返戻金・積立配当金）の預替えを行うことにより、財形貯蓄を継続できます。



■お取扱い

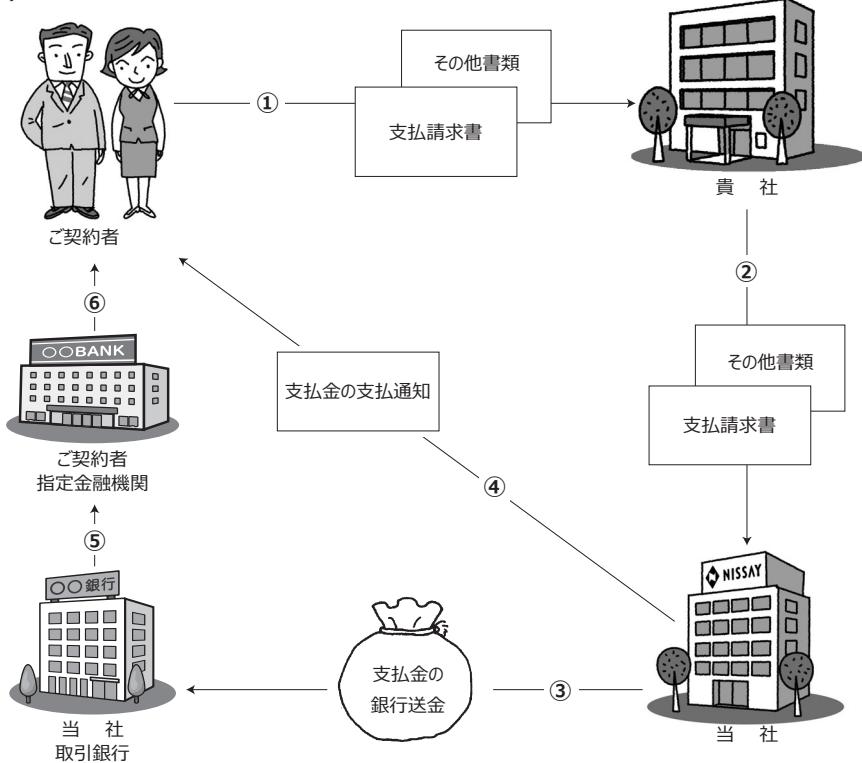
- ①ご契約者には、新財形取扱金融機関への「新規加入申込書」、「旧一般財形の契約の証」、「財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）」を貴社にご提出いただきます。
- ②貴社は預替え要件を確認して、「財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）」に確認印を押印のうえ、関係書類を新財形取扱金融機関へご提出ください。
- ③新財形取扱金融機関が「財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）」に解約金受入れ口座を記入して貴社に返送いたします。
- ④貴社は「財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）」に最終預入日を記入して、確認印を押印のうえご提出ください。
勤務先控は貴社にて保管してください。

■留意事項

- ・貯蓄歴3年以上のご契約者のみお取扱いできます。（預替え法令要件）
- ・当制度は取扱金融機関の変更であって、貯蓄商品を変更できるものではありません。
(例) 財形貯蓄（一般財形）から財形年金への変更はできません。
- ・当社が新財形取扱金融機関の場合、控除開始月が「財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）」の最終預入月の翌月となるようお手続きください。
- ・旧財形取扱金融機関で解約（課税）となり、税引後の金額が新財形取扱金融機関に預替えされます。
(当社が旧財形取扱金融機関の場合は、解約時に差益に対して源泉分離課税されます。)
- ・当社が新財形取扱金融機関の場合、当初の積立金額は預替えを行う前の元本を下回ります。
- ・当社が新財形取扱金融機関の場合、移管金は、3,000万円未満です。

XI 支払いの請求手続

(ご請求手続の流れ)



①～②従業員から支払請求書が貴社事務担当者宛提出されますので、支払請求書内容と必要書類について確認を行い
当社宛ご提出ください。
(必要書類は27～28ページをご参照ください。)

③～⑥支払請求書と必要書類を当社にて確認し、支払金をお支払いした後「支払明細書」を当社から直接ご契約者
に送付いたします。

1. 「支払請求書」受入時のお取扱い

■支払請求書の確認

ご契約者から提出された「支払請求書」は次の点にご留意のうえ、『勤務先確認欄』に確認印を押印してください。
押印は団体の代表者または事務担当責任者の印をお願いします。

- 保険料控除の停止（解約等により契約が消滅する場合）
保険料控除の停止が次回控除月から可能かどうかをご確認ください。
(保険料控除停止が間にあわない場合は、当社にお払込みいただいた後で返金いたしますので、ご契約者にその旨
をご連絡ください。)
- 「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書」の記載内容の確認
解約・財形住宅における全部払出等により契約が消滅する場合（死亡は除く）、「財産形成非課税住宅（年金）
貯蓄廃止申告書」の必要項目がもれなく記載されているかどうかをご確認ください。

■財形住宅の非課税による払出しについて

財形住宅での生存給付金支払の際には法令により要件が規定されており、必ず要件をご確認のうえお手続きください。
(対象住宅等の要件については、28ページをご参照ください。)

2. ご請求内容と必要書類

ご請求の内容に応じて、以下の必要書類を「支払請求書」に添えてご提出ください。

ご請求の内容	財形貯蓄積立保険	財形年金積立保険
災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と災害死亡保険金の受取人の戸籍謄（抄）本（コピー） ・災害死亡保険金の受取人の本人確認書類※1 ・被保険者と災害死亡保険金の受取人の財形保険マイナンバー申告書（当社所定様式）※2 ・死亡診断書または死体検案書（医師の発行する死亡診断書）（コピー） ・事故状況報告書（当社所定様式） ・交通事故の場合、自動車安全運転センターの事故証明書のコピー ・交通事故以外の場合は新聞記事等 ・契約者証 	同左
災害高度障がい保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の本人確認書類 ・障がい診断書（当社所定様式） ・事故状況報告書（当社所定様式） ・交通事故の場合、自動車安全運転センターの事故証明書のコピー ・交通事故以外の場合は新聞記事等 ・契約者証 	同左 ・加えて、 財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書
死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と死亡給付金受取人の戸籍謄（抄）本（コピー） ・死亡給付金受取人の本人確認書類※1 ・被保険者と死亡給付金受取人の財形保険マイナンバー申告書（当社所定様式）※2 ・死亡診断書または死体検案書（医師の発行する死亡診断書）（コピー） ・契約者証 	同左
高度障がい給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の本人確認書類 ・障がい診断書（当社所定様式） ・契約者証 	同左 ・加えて、 財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書
生存給付金 (全部・一部払出)	_____	_____
解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の本人確認書類※1 ・契約者証 	同左 ・加えて、 財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書 保険契約者の財形保険マイナンバー申告書（当社所定様式）※2
積立金の一部払出	・保険契約者の本人確認書類※1	_____
満期保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の本人確認書類※1 ・契約者証 	_____

(注) ◇ ※1印の書類につきましては、お支払金額が1,000万円超の場合は、次のいずれかの本人確認書類が必要です。
(ただし、死亡給付金・災害死亡保険金請求時は金額にかかわらずご提出ください。)

- ・運転免許証（運転経歴証明書）のコピー
- ・パスポートのコピー（旅券番号記載のページ）
- ・個人番号カード（表面：写真掲載の面）のコピー
- ・公的機関から発行・発給された写真付証明書のコピー

◇ ※2印の書類につきましては、お支払金額が100万円超の場合、※1の本人確認書類に加えてマイナンバーが確認できる書類のコピーが必要です。

◇ 契約者証については、紛失等された場合は提出がなくても手続きは可能です。ただし、後日発見された場合は速やかに廃棄してください。

◇ 当社が必要とする場合は、上記の書類以外の提出をお願いすることがあります。

◇ 住民票（コピー）は発行日から3ヶ月以内で、本籍地・マイナンバー（個人番号）の記載がないものをご提出ください。

◇ 住宅の登記事項証明書（コピー）は発行日から6ヶ月以内のものをご提出ください。

○年金支払開始日以後の解約・死亡手続については財形管理課（0120-981-818（通話料無料））までお問合せください。

なお、年金支払開始日以後の災害死亡保険金および高度障がい給付金、災害高度障がい保険金については、支払対象となりません。

► 財形住宅貯蓄積立保険の生存給付金ご請求時の必要書類

ご請求の内容	財形住宅貯蓄積立保険
災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と災害死亡保険金の受取人の戸籍謄（抄）本（コピー） ・災害死亡保険金の受取人の本人確認書類※1 ・被保険者と災害死亡保険金の受取人の財形保険マイナンバー申告書（当社所定様式）※2 ・死亡診断書または死体検査書（医師の発行する死亡診断書）（コピー） ・事故状況報告書（当社所定様式） ・交通事故の場合、自動車安全運転センターの事故証明書のコピー ・交通事故以外の場合は新聞記事等 ・契約者証
災害高度障がい保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の本人確認書類 ・障がい診断書（当社所定様式） ・事故状況報告書（当社所定様式） ・交通事故の場合、自動車安全運転センターの事故証明書のコピー ・交通事故以外の場合は新聞記事等 ・契約者証 ・財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書
死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と死亡給付金受取人の戸籍謄（抄）本（コピー） ・死亡給付金受取人の本人確認書類※1 ・被保険者と死亡給付金受取人の財形保険マイナンバー申告書（当社所定様式）※2 ・死亡診断書または死体検査書（医師の発行する死亡診断書）（コピー） ・契約者証
高度障がい給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の本人確認書類 ・障がい診断書（当社所定様式） ・契約者証 ・財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書
生存給付金 (全部・一部払出)	右記の項目参照
解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の本人確認書類※1 ・契約者証 ・財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書
積立金の一部払出	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の本人確認書類※1
満期保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者の本人確認書類※1 ・契約者証

住宅の取得	（取得部前払 出）	1. 住宅売買契約書（コピー）または住宅建設工事請負契約書（コピー）*
	（全部後払 出）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 2. 保険契約者の住民票（コピー） 3. 住宅の登記事項証明書（コピー）* 4. 住宅売買契約書（コピー）または住宅建設工事請負契約書（コピー）* 5. 契約者証
住宅の増改築等	（取得部前払 出）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 住宅の増改築等の工事請負契約書（コピー）*
	（全部後払 出）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 2. 保険契約者の住民票（コピー） 3. 住宅の登記事項証明書（コピー）* 4. 住宅の増改築等の工事請負契約書（コピー）* 5. 建築物の確認済証（コピー） 検査済証（コピー） 建築士の増改築等工事証明書（コピー） ただし、増改築等に係る費用が75万円超 100万円以下の場合「増改築等工事完了届 (建築士の証明不要)」でも可 6. 契約者証
<p>* 印の書類については、以下の事柄が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者本人の住宅であること ②住宅取得（所有権保存）年月日 ③新築・購入・増改築等に要した費用の確認が行えること ④住宅の床面積 ⑤住宅建設（新築）年月日 ⑥住宅の所在地 		

■ 対象住宅等の要件

非課税で払出手ができる住宅の要件は、次のとおりです。

- (1) 取得する住宅の法定要件（2023年4月現在）
 - 自己所有（自己名義）かつ自己の居住する住宅であること。
 - 床面積が50平方メートル以上であること。（令和5年1月23日までに建築確認を受けた新築住宅または建築後使用されたことがない住宅については、床面積が40m²以上であること）
 - 中古住宅を取得する場合
昭和57年1月1日以降に建築された住宅であること。
ただし、「耐震基準適合証明書」の提出がある場合は築後年数は問いません。
 - 居住用以外の部分がある場合は、居住用部分が全体の床面積の1/2以上であること。
- (2) 増改築等の法令上の要件（2023年4月現在）
 - 増改築等の対象となる住宅が工事着工日時点で自己所有（自己名義）かつ自己の居住する住宅であること。
 - 増築、改築または建築基準法に定める大規模修繕もしくは大規模の模様替等であること。
 - 工事費用が75万円超であること。
 - 増改築等の対象となる住宅の床面積が50平方メートル以上であること。
 - 居住用以外の部分がある住宅の場合は居住用部分が全体の床面積の1/2以上であること。
 - 工事部分に居住用以外の部分がある場合、居住用部分の工事費用が全体の工事費用の1/2以上であること。

[ご注意]

財形関係法令の改正により、要件が変更となることがありますのでご請求に際しては事前に当社宛お問い合わせください。（先頭ページのお問い合わせ先）

〈財形保険マイナンバー申告書の帳票見本〉

災害死亡保険金、死亡給付金、解約返戻金（財形年金）で支払金額が100万円超の場合、当社より税務署提出の「支払調書」に従業員と受取人の個人番号を記載する必要があるため、「財形保険マイナンバー申告書」をご提出のうえ、個人番号を申告していただくことになります。

なお、「財形保険マイナンバー申告書」ご提出の際は、返信用専用封筒を用意しておりますので、ご請求ください。

(表面)

財形保険マイナンバー申告書

日本生命保険相互会社 行

マイナンバー(個人番号)を貴社に申告します。

なお、申告にあたり、裏面の「個人情報の利用目的」について確認しました。

■対象契約

契 約 コ ー ド・年 金 証 書 番 号	
契 約 者 名	

■対象者欄の記入

対象者欄に氏名、生年月日を記入のうえ、以下にマイナンバー(個人番号12桁)が確認できる書類のコピーを貼付けてください。

※原則、本人確認書類のコピーの送付が必要となります。なお、今回の請求と同時に保険金等の請求をされた際にご提出いただいた本人確認書類がある場合は、改めての提出は不要です。

<契約者が亡くなっている場合>

①遙知カードもしくは ②マイナンバー(個人番号)カードをお持ちでない場合は、契約者の当申告書の提出は不要です。

対象者欄	氏 名	(フリガナ)

生年月日	（大正）（昭和）（平成）	年 月 日

■対象者のマイナンバー(個人番号12桁)が確認できる書類のコピー貼付欄

のりしろ

以下いずれか1点の書類のコピーをこちらに貼付けてください。

①マイナンバー(個人番号)カード
(裏面:個人番号記載の面)

(イメージ)

②通知カード
※記載事項に変更がある場合は
両面をご提出ください。

※氏名・住所が住民票記載事項
と異なる場合、③の住民票を
ご提出ください。

(イメージ)

③マイナンバー(個人番号)
が記載された住民票
(住民票記載事項証明書)

※③は当用紙の裏面に
貼付けてください。
※お亡くなりになった方の
住民票の除籍には、
マイナンバー(個人番号)
が記載されておりません。

会 社 処 理 欄	処 理	再 査	受 付
□本人確認済 □本人確認不一致 □本人確認未済			

ライセンスNo.: 2021040004

日本生命保険相互会社
機202103-050

(裏面)

のりしろ

「③マイナンバー(個人番号)が記載された住民票(住民票記載事項証明書)
のコピー貼付欄

*表面に「①マイナンバー(個人番号)カード(裏面・個人番号記載の面)」
または「②通知カード」のコピーを貼付けていただいている場合は不要です。

3. (災害) 死亡時の受取人

受取人は被保険者の死亡時において、生存されている遺族とします。

遺族の順位は、被保険者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、および兄弟姉妹とし、先順位にある方を受取人とします。ただし、特に指定されている場合は、その方が受取人となります。

(注) 同順位の受取人が2名以上のはときは、受取金額は均等割合であるものとし、代表者1名を定め、この代表者からご請求ください。

この場合、他の受取人の方は「代表受取人による保険金等の請求に関する同意書」欄に署名、押印してください。

XII 税制上のお取扱い

○財形貯蓄積立保険

満期保険金	利子所得として差益*に対して源泉分離課税されます。
解約返戻金および一部払出による返戻金	利子所得として差益*に対して源泉分離課税されます。
災害死亡保険金および死亡給付金	相続税 ※災害死亡保険金をご遺族が受取られる場合、相続税法上法定相続人について一定の金額が非課税となることがあります。ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。
災害高度障がい保険金および高度障がい給付金	非課税

○財形年金積立保険

年金	非課税
解約返戻金	(1) 年金支払開始日前における返戻金等 ・差益*は一時所得として課税されます。 (2) 年金支払開始日以後における返戻金等は次のとおり課税されます。 ①年金支払開始日以後5年以内 ・契約に定められた年金支払日を超えた年金は、利子所得として差益*に対して源泉分離課税されます。 (過去に受取られた年金についてもさかのぼって課税) ・返戻金等は一時所得として課税されます。 ②年金支払開始日以後5年を経過している場合 ・契約に定められた年金支払日を超えた年金は、非課税になります。 ・返戻金等は一時所得として課税されます。 (注) 年金の種類が終身年金の場合は、年金支払開始日以後の解約はできませんのでご注意ください。 (3) 租税特別措置法施行令に定める災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までに解約される場合は非課税となります。
災害死亡保険金および死亡給付金	相続税 ※災害死亡保険金をご遺族が受取られる場合、相続税法上法定相続人について一定の金額が非課税となることがあります。ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。
災害高度障がい保険金および高度障がい給付金	非課税

○財形住宅貯蓄積立保険

生存給付金	非課税 ただし、生存給付金支払後5年以内に要件違反があった場合、生存給付金を非課税でお支払いした場合でも、支払日から5年以内に要件違反となったときは、支払日にさかのぼって、差益*部分に対して源泉分離課税されます。 (要件違反の例) ・住宅取得の予定で積立金額の9割に相当する生存給付金を受取ったが、その後住宅を取得せず、2年以内に必要書類の提出がなかった。 ・増改築等を行い、必要書類を提出して生存給付金を受取ったが、増改築等の費用が積立金額を下回ったため残高が残り契約は継続となった。その後5年以内に別の目的のため解約した。
解約返戻金	(1) 利子所得として差益*に対して源泉分離課税されます。 (2) 租税特別措置法施行令に定める災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までに解約される場合は非課税となります。
災害死亡保険金および死亡給付金	相続税 ※災害死亡保険金をご遺族が受取られる場合、相続税法上法定相続人について一定の金額が非課税となることがあります。ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。
災害高度障がい保険金および高度障がい給付金	非課税

*お受取金額から払込保険料の合計を差引いた金額

■留意事項

- 2023年4月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。
- 非課税貯蓄最高限度額について
保険料のお払込みは、「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書」に記載された最高限度額までです。
もし、途中で最高限度額を超えることになった場合は、その保険料のお払込みはできません。お払込みがありましてもお返しすることになります。
- その他
財形積立保険の保険料は、一般の生命保険とは異なり、生命保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

XIII 契約者への諸通知の配付

1. 積立金残高通知書

毎年1回以上あらかじめ貴社と事務取扱（「事務取扱の細目」に記載）で定めた積立金残高通知書の作成月の翌月中旬頃に、ご契約者ごとに作成した「積立金残高通知書」、貴社用の「積立金残高通知書」にて払込保険料累計額、積立金残高、災害死亡保険金などをお知らせいたします。

また、ニッセイ積立型財形年金、ニッセイ財形住宅については非課税限度額超過予告もお知らせいたします。

〔ご契約者用・ハガキ型見本〕

 ニッセイ 財形貯蓄 積立金残高通知書 NISSAY	いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申しあげます。 ご契約いただいております財形貯蓄積立保険の積立金残高をお知らせいたします。 作成日 R3年3月9日(基準日 R3年2月28日)
◆契約内容	
契約コード	xxxxxx
契約年月日	H12年11月20日
保険期間	20年
性別	男性
毎月払	2,000円
賞与払	20,000円 円
最終払込年月	R3年2月
◆積立金残高	
保険料累計額	3,200,000円
積立金残高	3,540,630円
受取金額	3,514,892円
災害保険金	16,000,000円
積立金残高通知書の見方	
◆「保険料累計額」 契約時から基準日までの保険料累計額です。 一部払込されたご契約は、一部払出しに伴う保険料部分についても減少しています。 団体(勤務先)からのお払込みが遅れている場合、当該保険料は含まれておりませんのでご了承ください。	
◆「積立金残高」 基準日現在の積立金残高で積立金と配当金を合計した金額です。ご契約後、経過年数が短い場合は「保険料累計額」を下回ることがあります。	
◆「受取金額」 積立金残高から課税相当額を控除した基準日現在の実質お受取金額です。	
◆「災害保険金」 災害死亡(災害高度度かい)時に基準日現在の災害保険金をお支払いします。	
◆保険期間満了(満期)のご案内 R3年11月19日に満期を迎えられます。	
○満期保険金のご請求について 勤務先を経由のうえ、当社に請求書類をご提出ください。	
○自動継続制度について 満期後も保険料の積立てを継続できる"自動継続制度"があります。 なお、満期保険金のご請求がない場合、"自動継続制度"が適用され、保険期間が1年間自動的に延長されます。	
ご留意事項	
◆予定期率等について 保険料の基礎となる予定期率等は、現在ご加入の契約の加入時期によって異なることがあります。 解約・満期のご請求後、新規加入を検討される場合は、ご留意ください。	
◆保険料払込みの最高限度額について 保険料お払込みの累計限度額は3,000万円です。 累計限度額を超える保険料のお払込みはできません。	
日本生命保険相互会社 (D016Z.20.08) 帳202007-013	

- 「積立金残高通知書」は財形持家融資制度をご利用になるときに残高証明書としてご使用いただくことができます。

2. 財形ご契約のお知らせ

次の場合には、基本的に当社からご契約者宛の通知（「財形ご契約のお知らせ」）を、直接ご契約者へ送付いたします。

○海外転勤中のご契約

- ・海外転勤者のご契約については、海外転勤から7年経過で解約扱となります。ご契約状態に応じて所定の時期に通知いたします。

○払込中断中のご契約

- ・最終保険料払込日から2年以内に払込再開がない場合は、2年経過した時点で解約扱となります。ご契約状態に応じて所定の時期に通知いたします。

○育児休業等による払込中断中のご契約

- ・育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に払込再開がない場合は、育児休業等終了日の翌日に解約扱となります。ご契約状態に応じて所定の時期に通知いたします。

○不適格事由（退職・役員昇格等）に該当となるご契約

- ・退職等の日から2年経過した時点で解約扱となります。転職等された場合は、退職等の日から2年以内にお手続きをする必要があります。ご契約状態に応じて所定の時期に通知いたします。

○「財形住宅」生存給付金未請求のご契約

- ・「財形住宅」の生存給付金（住宅取得等の前における一部払出の場合）支払時から2年経過後で解約扱となります。ご契約状態に応じて所定の時期に通知いたします。

○非課税限度額超過見込みのご契約

- ・払込額が限度額に達した時点からのお払込みができなくなり、払込中断による解約扱となることがあります。ご契約状態に応じて所定の時期に通知いたします。

○財形年金積立保険契約の払込終了予告

- ・払込終了応当年月前に保険料払込期間満了の予告として通知いたします。また、56歳以上で払込終了とされている方につきましては55歳到達前にも通知いたします。保険料最終払込日までに退職等が予定されている場合は規定の範囲内で保険料払込期間の変更手続を行ってください。

○要件違反による約定解約の通知

- ・法定要件違反となり約定解約扱となった場合に通知いたします。解約のお手続きを早急に行ってください。

3. 満期のご案内（財形貯蓄積立保険）

満期月の約2カ月前に「財形貯蓄積立保険満期のご案内」を貴社経由またはご契約者へ直接送付いたします。

■満期保険金をご請求される場合

満期月の前月末日までに当社宛「財形支払請求書」をご提出ください。

■自動継続制度について

満期月の前月末日までに満期保険金の請求がない場合には、保険期間を1年間自動的に延長いたします。2回目以降の満期については、「積立金残高通知書」でご案内いたします。

4. 払込終了案内書類（財形年金）

当社から保険料最終払込日の2カ月前に次の書類を貴社経由または直接ご契約者へ送付いたします。

年金受取方法（年金種類・型）等の変更がある場合には、保険料最終払込日までに「契約変更申込書」にて当社宛て提出ください。

〔ご契約者への送付書類〕

- ・財形年金保険料お払込期間満了のお知らせ
 - ・財形年金・非課税適用確認申告書
 - ・財形年金・退職等申告書

財形年金・非課税適用確認申告書の記入例

日本生命提出用		財形年金・非課税適用確認申告書		
日本生命保険相互会社 行 申告にあたり、契約者控裏面の「個人情報の利用目的」について確認しました。				
団体コード	× × × × × ×	契約コード	(855) × × × × × ×	
財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書				
税務署長級 (和暦) R5 年 3 月 31 日				
ふりがな 氏名 (自署)	にいせい、△△	生年月日 昭和 35 年 2 月 14 日		
住所 東京 府県	武藏野市吉祥寺本町 ×-×-×			
財産形成年金貯蓄の二点、下記箇道を提出いたします。				
種 別	生 命 保 険 の 保 険	積 算 高 度 領	3,850,000 円	
積 立 期 間 の 末 日 <small>支 払 期 間</small>	R5 年 3 月 25 日	積立期間の末日の現在高	3,500,000 円	
年 金 支 払 開 始 日 <small>支 払 期 間</small>	R5 年 4 月 25 日	年 金 の 額	4,000 百円(未定)	
年 金 支 払 期 間	10 年	年 金 支 払 開 始 日 の 前日の積立金額		
年 金 支 払 時 期	毎年 4 月 25 日(換算) ^①	テイカク		
勤 務 所 在 地	東京都千代田区有楽町 ×-×-×			
名 称	●●商事株式会社			
金 貨 の 支 留 所 在 地	東京都千代田区有楽町 ×-×-×			
名 称	●●商事株式会社 法人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXX			
事 務 代 行 所 在 地				
名 称	法人番号			
受 入 機 関 の 所 在 地	大阪市中央区今橋 3 丁目 5 号			
名 称	日本生命保険相互会社 本店 法人番号 3120005007273			
(その他の記入欄は提出する場合は各欄を記入して下さい。記入欄に記入せざる場合は、記入欄に○印を記入下さい。)				
法人番号をご記入ください。				
実際に勤務しているところ (事業所等)				
貯金から温泉 収穫し、所得 税を納付する 事務を行って いるところ (勤務先の本 社等)				

財形年金・退職等申告書の記入例

日本生命提出用

財形年金・退職等申告書

日本生命保険相互会社 行

申告にあたり、契約者控裏面の「個人情報の利用目的」について確認しました。

団体コード ×××××××× 契約コード (855)××××××

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書

株式会社年長 (和暦) R5年 3月31日

既に提出された非課税適用確認申告書の内容から転記してください。

ふりがな	姓 名 (自署)	氏名	日生 △△
住 所	東京 <small>府県</small> 武蔵野市吉祥寺本町×-×-×		
退職、転任その他の理由により、相続特別措置法施行令第2条の32第2項に規定する不適格事由に該当することとなったので、この旨申告します。			
種	別 生 活 保 ほ けん	律認申告書の提出年月日	(西暦) R5年 3月31日
積立期間の末日	R5年 3月25日	年金支払開始日	(西暦) R5年 4月25日
不適格事由該当年月日	R5年 3月31日	不適格事由の内容	退職
勤務先	所在地 東京都千代田区有楽町×-×-×		
名 称	●●商事株式会社		
貯金の支払者	所在地 東京都千代田区有楽町×-×-×		
名 称	●●商事株式会社		
事務代行先	所在地 大阪市中央区今橋3丁目5番12号		
名 称	日本生命保険相互会社 本店 法人番号 3120005007273		
受入機関の所在地	日本生命保険相互会社 本店 法人番号 3120005007273		
営業所名			

ご退職時の勤務先・貯金の支払者をご記入ください。

退職・役員昇格で勤労者でなくなった日付とその理由をご記入ください。

要付印

(印)

備202201-02

日本生命保険相互会社

備202201-02

■ 「財形年金・非課税適用確認申告書」の取扱い

- ・法定期限（保険料最終払込日から2ヶ月以内）までに貴社経由で当社宛ご提出ください。

ただし、保険料最終払込日から1カ月後に年金受取が開始されるご契約については、年金受取開始日の前日までにご提出ください。

- ・海外転勤中に保険料払込期間が終了した場合は、国内勤務になられ「海外転勤者の特別国内勤務申告書※」提出時に「非課税適用確認申告書※」をご提出ください。

※国内勤務発令日から2ヶ月以内に必ずご提出ください。

■ 留意事項

「財形年金・非課税適用確認申告書」が法定期限内に提出されなかった場合には、年金をお支払いすることができません。

(注) 解約のお手続きがされない場合でも、法定期限を経過しますと解約されたものとしてお取扱いいたします。

- ・保険料最終払込日を過ぎますと年金受取方法等の変更は一切お取扱いできません。
 - ・保険料最終払込日までにすでに退職されている場合は、年金として受取ることはできませんので解約の手続きをしてください。

■ 「財形年金・退職等申告書」の取扱い

保険料最終払込日以降に退職される場合に貴社経由で当社宛ご提出ください。

「財形年金・退職等申告書」は退職予定日の2ヶ月前にご提出ください。また、ご退職が決まっていない場合は退職まで大切に保管してください。

5. 年金支払開始の案内書類

財形年金につきましては当社から年金支払開始年月の2ヵ月前の月中旬に、次の書類を年金受取人（契約者ご本人）宛に郵送いたします。以後の手続きは年金受取人（契約者ご本人）と当社本店とで直接行います。

○年金受取人（契約者ご本人）への送付書類

- ・年金のしおり
- ・年金開始案内／年金開始請求書

年金受取人（契約者ご本人）は年金開始請求書に記載の期限までに以下の書類を当社本店宛に送付してください。
(その日までに提出されないと年金の支払いが遅れる場合があります。)

○年金受取の手続書類

- ・年金開始請求書
- ・年金受取人（契約者ご本人）の本人確認書類
- ・財形年金積立保険契約者証

年金支払開始以後の手続きについては財形管理課（0120-981-818（通話料無料））までお問合せください。

XIV ニッセイ財形の関係帳票一覧表

関 係 団 体 協 定	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者財産形成貯蓄等に関する賃金控除協定書 ・勤労者財産形成貯蓄積立保険契約等に関する取扱依頼書
関 係 団 体 変 更	<ul style="list-style-type: none"> ・団体関係変更申出書 ・勤労者財産形成貯蓄積立保険「事務取扱の細目」変更届
関 係 官 庁	<ul style="list-style-type: none"> ・財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書 ・財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書
加 入 申 込 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッセイ財形貯蓄新契約申込書 ・ニッセイ財形（住宅貯蓄積立・年金積立）新契約申込書（非課税貯蓄申告書※） ・勤労者財産形成貯蓄積立保険契約者証 ・財形年金積立保険契約者証 ・財形住宅貯蓄積立保険契約者証 ・勤労者財産形成貯蓄積立保険「ニッセイ財形貯蓄」ご契約のしおりー定款・約款 ・財形年金積立保険「ニッセイ積立型財形年金」ご契約のしおりー定款・約款 ・財形住宅貯蓄積立保険「ニッセイ財形住宅」ご契約のしおりー定款・約款 ・転職者等の財産形成非課税住宅・年金貯蓄継続適用申告書※
関 係 払 込 案 内	<ul style="list-style-type: none"> ・財形団体保険料お払込案内書 ・振込依頼書
関 係 残 高 通 知	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッセイ財形貯蓄積立金残高通知書（貴社用）・（ご契約者用） ・ニッセイ積立型財形年金積立金残高通知書（貴社用）・（ご契約者用） ・ニッセイ財形住宅積立金残高通知書（貴社用）・（ご契約者用）
変 更 申 込 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者財産形成貯蓄積立保険 ニッセイ財形契約変更申込書 ・財形住宅貯蓄積立保険・財形年金積立保険 ニッセイ財形契約変更申込書（非課税異動（変更）申告書※） ・海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（国内勤務申告書）※ ・海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（特別国内勤務申告書）※ ・財産形成貯蓄の退職等に関する通知書※ ・育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書※ ・育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書※ ・育児休業等期間変更申告書※
関 係 支 払 請 求	<ul style="list-style-type: none"> ・財形貯蓄積立保険支払請求書 ・財形住宅・年金積立保険支払請求書（非課税廃止申告書※） ・財形積立保険死亡請求書 ・財形貯蓄積立保険満期のご案内〈自動継続のおすすめ〉
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・財形ご契約のお知らせ ・財形年金保険料お払込期間満了のお知らせ ・財形年金・非課税適用確認申告書 ・財形年金・退職等申告書

※法令により「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書」または「退職等に関する通知書」を金融機関に提出した日が基準日となり、その提出の翌年1月から5年間は保管が義務づけられています。

各団体様を担当している当社の営業職員は、財形商品の募集やお客様からのお問合せへのご回答・お手続きのご案内はいたしますが、財形書類のお預りはできません。

財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書

税務署長殿

令和 年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	令和 年 月 日
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 年 月 日

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

税務署長殿

令和 年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	令和 年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 年 月 日

日本生命保険相互会社
帳202312-034
(財形管理 . R5.01 100)